

第3章

我が国が関与する紛争案件 （WTO発足後の紛争案件）

(DS1～DS14)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
1. マレーシアの石油化学製品の輸入許可 (AP-Approved Permit) 制度	シンガポール	1995/1/10 協議要請 3/17 パネル設置要請 「マ」の制度改正 7/19 パネル設置要請取り下げ	マレーシアが石化製品の輸入に際し、国内製造業者からの No Objection Letter を要求するのは、GATT第11条等に反するとして、シンガポールが申立て。	GATT
2、(4). 米国のガソリン規制	ベネズエラ(2) ブラジル(4) 【EU、ノルウェー】	1995/1/24 協議要請 3/27 パネル設置要請 4/10 パネル設置(5/31「DS4」合併) 1996/1/29 パネル報告書配布 2/21 米による上級委申立て 5/20 パネル・上級委報告書採択	大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT第1.3条、TBT第2条に違反するとの申立てに対して、パネルは、大気汚染防止のためのガソリン規制はGATT第20条の例外には当たらず、3条4項違反と認定した。上級委は、GATT第20条(g)のパネルの解釈を一部修正したが、パネルの判断を支持した。	GATT TBT
3. 韓国の農産品検疫	米国	1995/4/ 4 協議要請	米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度は輸入制限となっておりGATT第11条等に反するとして、韓国が申立て。	GATT SPS TBT
4. 米国のガソリン規制	ブラジル	(DS2と合併)		
5. 韓国の食品流通期限	米国	1995/5/ 3 協議要請 7/31 二国間合意通報	韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、TBT・SPS協定等に反するとして米国が申立て。	GATT SPS TBT
6. 米国の対日自動車輸入に関する報復関税の賦課	日本	1995/5/17 協議要請(豪第三国参加) 6/28 日米自動車協議決着 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことにより終了	米国1974年通商法第301条、304条に基づく一方的な対抗措置(輸入自動車への報復関税の賦課)はGATT第1、2条違反として日本が申立て。	GATT
7、(12)、(14). EUのホタテ貝に関する表示問題	カナダ(7) 【豪州、チリ、アイスランド、日本、ペルー、米国】 ペルー(12) 【豪州、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】	1995/ 5/19 協議要請(「DS12」6/18、「DS14」6/24) 7/10 パネル設置要請(「DS12」、「DS14」10/11) 7/19 パネル設置(「DS12」「DS14」10/11合併) 1996/ 7/19 二国間合意通報	フランスのホタテガイの名称表示規則が、カナダの同種のホタテガイを差別的に取り扱っており、GATT、TBT協定の規定する内国民待遇に違反している。	GATT TBT
8、(10)、(11). 日本の酒税格差	EU(8) 加(10) 米国(11)	1995/ 6/21 協議要請(7/7「DS10」、「DS11」) 9/15 パネル設置要請 9/27 パネル設置(「DS10」、「DS11」と合併) 1996/ 7/11 パネル報告書配布 8/ 8 日本の上級委申立て 10/ 4 上級委報告書配布 11/ 1 パネル・上級委報告書採択	以前1987年11月にも日本の酒税制度がGATT違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウイスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反として訴えられたもの。それに対して、パネル及び上級委員会はともに、GATT第3条違反として原告の主張を認めた。	GATT
9. EUの穀物輸入税	カナダ	1995/ 6/30 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/11 パネル設置 11/29 二国間合意通報	輸入穀物新課税制度がGATT第2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反する。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着)	GATT
10. 日本の酒税格差	カナダ	(DS8と合併)		
11. 日本の酒税格差	米国	(DS8と合併)		
12. EUのホタテ貝に関する表示問題	ペルー	(DS7と合併)		
13. EUの穀物及び米輸入税	米国	1995/ 7/19 協議要請 9/29 パネル設置要請 1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	輸入穀物新課税制度が2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反する。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置要請撤回等を合意して決着)	GATT
14. EUのホタテ貝に関する表示問題	チリ	(DS7と合併)		

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS15～DS24)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第2国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
15. 日本の移動電話に 関する合意	EU	1995/ 8/18 協議要請 9/18 協議妥結	1994年9月のH米移動電話合意内 容が欧州企業の製品に対してMFN 違反となっているとしてEUが申立て。	GATT
16. EUのパナナ輸入制 限	グアテマラ、ホン ジュラス、メキシ コ、米国	1995/9/28 協議要請(再協議要請96/2/5)	EUのACP諸国へのパナナ輸入割当 がMFN違反となっているとして中南 米各国及び米国が申立て。	GATT ライセン ス GATS
17. EUの米輸入税	タイ	1995/10/ 5 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT 第1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条 (関税評価)に違反するとしてタイが 申立て。	GATT
18. 豪州のサケ輸入禁 止	カナダ 【EU、インド、ノル ウェー、米国】	1995/10/ 5 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 4/10 パネル設置 1998/ 6/12 パネル報告書配布 7/22 豪州上級委申立て 10/20 上級委員報告書配布 11/ 6 パネル・上級委員報告書採択 1999/ 7/15 DSU第22条に基づく対抗措置承 認申請 7/22 豪州によるDSU22.6条仲裁の要請 (→その後仲裁決定は出されず) 1999/ 9/ 7 パネル設置(履行確認) 2000/ 2/18 パネル報告書配布(履行確認) 3/20 パネル報告書採択(履行確認)	豪州の検査制度による鮭輸入禁止 措置はGATT第11条、13条及びSPS 協定に違反するとのカナダの主張に ついては、パネルは豪州の措置が SPS協定第2.2条(科学的根拠に基づ く措置実施)、2.3条(内国民・最恵国 待遇)、5.1条(危険性評価に基づく 措置の実施)、5.5条(適切な保護水 準の設定)及び5.6条(貿易制限的 とならない保護水準の確保)に違反す る旨判断。上級委員会も、5.6条違反 についてはこれを覆したものの、そ の他の論点についてはパネルの判 断を支持した。豪州は1999年7月ま でに措置の是正を行う義務を負った が、カナダは、履行期限までには是 正が行われなかったとしてDSU第21.5 条に基づく履行確認パネルの手続を行 い、パネルは豪州の勧告不履行を認 めた。	GATT SPS
19. ポーランドの自動車 輸入制限	インド	1995/ 9/28 協議要請 1996/ 9/11 二国間合意通報	ポーランドの輸入関税引上げ及EU 率向け無税枠の設定はGATT第1、 24条に違反するとしてインドが申立 て。	GATT
20. 韓国の瓶詰水に関 する規制	カナダ	1995/11/ 8 協議要請 1996/ 5/ 6 二国間合意通報	韓国のミネラルウォーターの規制(6 か月の流通規制、オゾン処理規制) が輸入制限となっているとしてカナ ダが申立て。	GATT SPS TBT
21. 豪州のサケ輸入禁 止	米国 【カナダ、EU、香 港、アイスランド、 インド、ノルウェー】	1995/11/20協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 11/ 8 パネル停止 2000/10/27 二国間合意通報	豪州の検査制度による鮭輸入禁止 措置はGATT第11条、13条及びSPS 協定に違反するとして米国が申立 て。	GATT SPS
22. ブラジルの乾燥コ ナッツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、イ ンドネシア、マレー シア、スリランカ、 米国】	1995/11/30 協議要請 1996/ 2/5 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 10/17 パネル報告書 12/16 比の上級委申立て 1997/ 2/21 上級委員報告書配布 3/20 パネル・上級委員報告書採択	ブラジルの農支援助措置に対する相 殺関税賦課は、GATT第1、2、6.3、 6(a)条、農業協定第13条に違反す るとの申立てに対して、パネルは、1994 年のGATT第6条及び農業協定は本 件には適用されないとして、フィリ ピンの申立てを退けた。上級委員パ ネルの判断を支持した。	GATT 農業
23. ベネズエラの OCTGへのAD調査	メキシコ	1995/12/ 5 協議要請 1997/ 5/ 26 ベネズエラの調査終了により妥結	ベネズエラのAD調査はAD協定に違 反するとしてメキシコが申立て。	AD
24. 米国の綿・人造織 維下着輸入制限	コスタリカ 【インド】	1995/12/22 協議要請 1996/ 2/27 協議要請 3/ 5 パネル設置 11/ 8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委員報告書配布 2/25 上級委員報告書採択	米国の経過的繊維SG発動は繊維協 定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、 6.10、8条に違反しているとのコスタ リカの申立てに対して、パネルは米 国は輸入の増加によって重大な損害 が発生したことを立証しておらず、 繊維協定第6.2条に違反しているとし た他、繊維協定第2.4、6.4、6.6(d)、 6.10条違反であると認定。コスタリ カはパネルが規制措置の適及的適用 を認めた点を上級委申立てし、これ に対して上級委員は、経過的SG措 置は可能限り限定的に適用されなけ ればならず、措置を適及的に適用す ることはできないと判断。	繊維

(DS25～DS26)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
25. EUの米に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント	ウルグアイ	1995/12/4 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてウルグアイが申立て。	GATT
26、(48). EUのホルモン牛肉に関する措置	米国(26) 【豪州、カナダ、 ニュージーランド、 ノルウェー】 カナダ(48) 【豪州、ニュージー ランド、ノル ウェー、米国】	1996/ 1/26 協議要請(「DS48」6/28) 4/25 パネル設置要請(「DS48」9/17) 5/20 パネル設置(「DS48」10/16。その 後パネル統合) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EU上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 6/ 2 EUのDSU第22.6条仲裁の要請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択	肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該飼料で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU指令が、米国牛肉の輸入を制限し、GATT第3条(内国民待遇)、11条(数量制限)、SPS協定、TBT協定、農業協定等に違反する、との米国の主張について、パネルはEUの措置がSPS協定第3.1条(国際的基準への準拠)、5.1条(危険性評価に基づく措置の実施)及び5.5条(適切な保護水準の設定)に違反すると判断した。一方、上級委はSPS第5.1条についてはパネルの判断を支持したが、3.1条及び5.5条についてはパネルの判断を覆した。また、上級委は、3.1条の要請する国際基準に基づかない措置を執る場合には、係る措置を執る国がSPS協定第3.3条(科学的に正当な理由がある場合の国際基準よりも高い保護水準の導入)との整合性の証明責任を負う、としたパネルの判断についてもこれを破棄した。仲裁によりEUには15か月の履行期間が認められたが、EUが期間内の履行は不可能、としたため、米国及びカナダはDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請を行い、対抗措置の規模の仲裁を経て、1999年7月のDSBにおいて、米国に年1億1680百万米ドル、カナダに年1130万カナダドルの報復関税賦課が承認された。両国は同月に関税賦課を開始した。なお、2004年11月、EUは本件で問題とされた措置が是正されたにもかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しているのはDSUの関連規定等に反するとして、両国に対してDSUに基づく二国間協議要請を行った。 (DS320:対米国、DS321:対カナダ)	SPS

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS27～DS32)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
27. EUのバナナ輸入制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【ベリーズ、カメ ルーン、コート・ デボワール、ドミ ニカ共和国、ジャ マイカ、セント・ル シア、セント・ビン セント、グレナ ディーン、スリナ ム、コロンビア、ニ カラグア、日本、プ ラジル、パナマ、コ スタリカ、カナダ、 ドミニカ、マダガス カル、ガーナ、グレ ナダ、インド、フィ ピン、セネガル、ベ ネズエラ】	1996/ 2/ 5 協議要請 4/11 パネル設置要請 5/ 8 パネル設置 1997/ 5/22 パネル報告書配布 6/11 EU上級委申立て 9/ 9 上級委報告書配布 9/25 パネル・上級委報告書採択 12/15 パネル設置要請(履行確認) 1999/ 1/12 パネル設置(履行確認) 1/14 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(米国) 1/29 EUのDSU第22.6条仲裁の要請(米国) 4/ 9 22.6条仲裁決定の配布(米国) 4/12 パネル報告書配布(履行確認) 4/19 22.6条仲裁決定の採択(米国) 5/ 6 パネル報告書採択(履行確認) 11/ 8 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(エクアドル) 11/19 EUの22.6条仲裁の要請(エクアドル) 2000/ 3/24 22.6条仲裁決定の配布(エクアドル) 5/18 22.6条仲裁決定の採択(エクアドル) 2001/ 4/30 米EU、米エクアドル合意 2006/11/16 協議要請Ⅱ(履行確認) 2007/ 2/23 パネル設置要請Ⅱ(履行確認) 11/12 パネル設置Ⅱ(履行確認)	バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、GATT第1、2、3、10、11、13条、輸入許可手続協定第1、3条、農業協定、TRIM協定第2、5条、GATS第2、4、16、17条違反するとの申立てに対して、パネルはGATT第1条1項、3条4項、10条3項、13条1項、輸入許可手続協定第1条3項、GATS第2条、17条に違反すると判断した。これに対し、上級委員会は概ねパネルの報告を支持したが、GATT第13条1項の義務違反を免除する認定についての解釈、輸入許可手続が、GATT第10条と輸入許可手続協定に違反することの認定に際し解釈を修正した。	GATT ライセンス 農業 TRIM GATS
28. 日本の著作権接権	米国	1996/ 2/ 9 協議要請 1997/ 1/24 二国間合意通報	日本の著作権保護制度がTRIPs協定第14条などに違反するとして米国が申立て。	TRIPs
29. トルコの繊維・衣服輸入制限	香港	1996/ 2/12 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT第11、13条に違反するとして香港が申立て。	GATT
30. ブラジルの乾燥ココナッツ及びココナッツミルクパウダー相殺関税	スリランカ	1996/ 2/23 協議要請	乾燥ココナッツ・ココナッツミルクに対するブラジルの相殺関税賦課が、GATT第1、2、6条、農業協定第13条(a)に違反するとしてスリランカが申立て。	GATT 農業
31. カナダの雑誌に係る措置	米国	1996/ 3/11 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/19 パネル設置 1997/ 3/14 パネル報告書配布 4/29 カナダ上級委申立て 6/30 上級委報告書配布 7/30 パネル・上級委報告書採択	カナダの雑誌の輸入制限が、GATT第11条に違反する。また雑誌に対する税制等が、GATT第3条に違反するとの訴えに対し、パネルはGATT第3条2項違反を認定した。上級委員会は、パネルの判断を概ね肯定したが、一部カナダの消費税法V. 1部が、GATT第3条2項第1文、第2文に違反する、また、郵便料金の軽減は、GATT第3条8項(b)に違反するとしてパネルの解釈を修正した。	GATT
32. 米国の女性羊毛コート輸入制限	インド 【カナダ、コスタリ カ、EU、ノル ウェー、パキスタ ン、トルコ】	1996/ 3/14 パネル設置要請 4/17 パネル設置 4/30 二国間合意通報	米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維協定第2、6、8条に違反するとして米国が申立て。	繊維

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
33. 米国の毛織シャツ・ ブラウス輸入制限	インド 【カナダ、EU、ノル ウェー、パキスタ ン、トルコ】	1994/12/30 協議要請 1996/ 3/14 パネル設置要請 6/24 パネル設置 1997/ 1/ 6 パネル報告書配布 2/24 上級委申立て 4/25 上級委員報告書配布 5/23 パネル・上級委員報告書採択	米国の繊維製品に関する経過の繊維SG措置が、ATCの第2.4、6条に違反するとの申立てに対して、パネルは米国の措置重大な損害の立証において繊維協定第2.4、6条に違反すると認定(ATCに関するパネル判断については上級委申立てされず)。上級委は手続的論点として、举证責任が申立て国にあるとのパネル判断を支持。	繊維 DSU
34. トルコの繊維・衣服 輸入制限	インド 【EU、香港、中国、 日本、フィリピン、 タイ、米国】	1996/ 3/21 協議要請 1998/ 2/ 2 パネル設置要請 3/13 パネル設置 1999/ 5/31 パネル報告書配布 7/26 トルコ上級委申立て 10/21 上級委員報告書配布 11/19 パネル・上級委員報告書採択	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第11、13条、繊維協定第2条に違反するとの申立てに対し、パネルはGATT第11条、13条、繊維協定第2条4項に違反する、GATT第24条によって正当化されたとのトルコの主張を棄却した。上級委員会は、パネルの判断を支持したが、GATT第24条違反の法解釈理由を修正した。	GATT 繊維
35. ハンガリーの農産 品輸出補助金	アルゼンチン、豪 州、カナダ、ニュー ジーランド、タイ、 米国 【カナダ、日本、タ イ、ウルグアイ】	1996/ 3/27 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/30 合意により解決としながらもウエー パーの採用につき未解決	ハンガリーは、約束表のコミットメントのレベルを越えて輸出補助金を交付しており、農業協定第3.3条及び第5部に違反するとして米国、カナダほか各国が申立て。	農業
36. パキスタンの医薬 品農業用化学品特許 保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 7/ 4 パネル設置要請 1997/ 3/ 7 二国間合意により妥結	パキスタンの医薬品農業用化学品に関する特許保護制度が、TRIPs協定第27、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
37. ポルトガルの工業 所有権法下の特許保 護	米国	1996/ 4/30 協議要請 10/ 15 二国間合意により妥結	ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPs協定第33、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
38. 米国のキューバ自 由民主化法	EU 【カナダ、日本、マ レーシア、メキシ コ、タイ】	1996/ 5/ 3 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 4/21 EUによるパネル停止 1998/ 4/22 パネル設置の根拠を失う	米国のキューバ自由民主化法に基づく貿易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人追放が、GATT第1、3、5、11、13条、及びGATS第1、3、6、16、17条に違反するとしてEUが申立て。	GATT GATS
39. 米国の対EU輸入 品関税引上げ	EU	1996/ 4/17 協議要請 6/19 パネル設置要請	米国の対EU輸入品関税の一方的引き上げが、GATT第1、2、23条及び紛争解決了解第3、22、23条に違反するとしてEUが申立て。	GATT DSU
40. 韓国の通信機器調 達関連法令・実態	EU	1996/ 5/ 9 協議要請 1997/10/29 二国間合意により妥結	通信機器に関する韓国の政府調達慣行と米韓二国間条約に基づく米国企業への優遇が、GATT、第3、17条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
41. 韓国の農産品検疫 関連措置	米国	1996/ 5/24 協議要請	韓国の農産品検疫関連措置が輸入を制限しており、GATT第3、11条、SPS協定第2、5、8条、TBT協定第2、5、6条、農業協定第4条に違反するとして米国が申立て。	GATT SPS TBT 農業
42. 日本の著作権接 触	EU	1996/ 5/24 協議要請 ※28の協議と一本化したため、日米間合意に伴い終了	日本の著作権保護制度が、TRIP協定第14.6、70.2条に違反するとしてEUが申立て。	TRIPs
43. トルコの外国映画 放映収入税	米国	1996/ 6/12 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/14 二国間合意通報	トルコの外国映画放映収入税がGATT第3条に違反するとして米国が申立て。	GATT
44. 日本の消費者フィ ルム印画紙関連措置	米国 【EU、メキシコ】	1996/ 6/13 協議要請 9/20 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 3/31 パネル報告書配布 4/22 パネル報告書採択	日本の消費者フィルム印画紙関連措置が輸入品を差別しており、GATT第3、10条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとの申立てに対して、パネルは、当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられた利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないとして、GATT第3、10条に違反しないと判断した。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
45. 日本の流通サービス関連措置	米国	1996/ 6/13 協議要請 9/20 追加的協議要請	日本の流通サービス関連措置が、GATS第3、6、16、17条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS
46. ブラジルの航空機輸出ファイナンスプログラム	カナダ 【豪州、EU、韓国、米国】	1996/ 6/19 協議要請 9/16 パネル設置要請 10/ 3 パネル再要請(カナダより撤回) 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 ブラジルによる上訴 8/ 2 上級委員会報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書採択 11/23 パネル設置要請(履行確認) 12/ 9 パネル設置(履行確認) 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布(履行確認) 5/10 対抗措置承認申請 5/22 ブラジルによる上訴(履行確認) 7/21 上級委員会報告書配布(履行確認) 8/ 4 パネル・上級委員会報告書採択(履行確認) 8/28 対抗措置の規模に係る仲裁裁定の配布 12/12 対抗措置の規模に係る仲裁裁定の採択 2001/ 1/22 パネルⅡ設置要請(履行確認) 2/16 パネルⅡ設置(履行確認) 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 8/23 パネルⅡ報告書採択(履行確認)	ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログラム(PROEX)は、補助金協定第3、27.4、27.5条に違反するとの申立てに対し、パネルはブラジルの措置は補助金協定第3.1(a)、27.4条に違反し、輸出信用に関する規定の補助金協定附属書Ⅰ(k)によっても正当化されず、輸出補助金であると認定した。上級委は一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの結論を支持した。その後のDSU第21.5条パネル及び上級委においても改訂されたブラジルのプログラム(PROEX)等が補助金協定違反であると認定した。その一方、カナダは対抗措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での譲許停止が承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジルのプログラム(PROEXⅢ)についてDSU第21.5条パネルを要請、パネルはPROEXⅢそれ自体は補助金協定第3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレンジメントの遵守グラフについて規定する附属書Ⅰ(k)パラ2で正当化されるとした。	補助金
47. トルコの繊維・衣服輸入制限	タイ	1996/ 6/20 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第1、2、11、13条及び繊維協定第2条に違反するとしてタイが申立て。	GATT
48. EUのホルモン家畜・牛肉制限する措置	カナダ	(DS26と合併)		
49. 米国の生鮮・冷凍トマト輸入AD措置	メキシコ	1996/ 7/ 1 協議要請	生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD調査が、GATT第6、10条、及びAD協定第2、3、5、6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。	GATT AD
50. インドの医薬品農業用化学品特許保護	米国 【EU】	1996/ 7/ 2 協議要請 11/ 7 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 9/ 5 パネル報告書配布 10/15 インド上級委申立て 12/19 上級委報告書配布 1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPs協定第27、63、65、70.8、70.9条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPs協定第63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認めた。これに対し上級委員会は、70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支持したものの、63条については、パネルの付託事項ではないとして、パネルの判断を覆した。	TRIPs
51. ブラジルの自動車関連投資措置	日本	1996/ 7/30 協議要請	ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT第1、3、11条、TRIM協定GATS第2条、補助金協定第3、27.2、27.4条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして日本が申立て。	GATT TRIM 補助金
52. ブラジルの自動車貿易投資関連措置	米国	1996/ 8/ 9 協議要請	ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT第1、3条、TRIM協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT TRIM 補助金
53. メキシコの関税評価制度	EU	1996/ 8/27 協議要請	NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの輸入品とで、関税評価基準が異なるメキシコの関税は、GATT第24条5項(b)に違反するとしてEUが申立て。	GATT

(DS54～DS60)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
54. (55)、(59)、(64). イ ンドネシアの自動車関 連措置	EU(54) 日本(55) 米国(59) 日本(64) 【インド、韓国、米 国(54)】	1996/10/ 3 協議要請(「DS55」10/4、「DS59」 10/8、「DS64」 11/29 ※DS64はDS55以外の 論点について提起) 1997/ 5/12 パネル設置要請(「DS55」4/17、 「DS59」6/12、「DS64」4/17) 6/30 パネル設置(「DS55」、「DS59」、 「DS64」と合併) 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 7/23 パネル報告書採択	「国民車」計画の自動車及び関連部 品に関する措置が、GATT第1、3条、 TRIM協定第2条及び補助金協定第 3、6、28条、TRIPs協定第3、65.5条に 違反するとの申立てに対して、パネ ルは、GATT第1、2条、TRIM協定第2 条、補助金協定第5条に違反すると 判断したが、補助金協定第28.2条の 違反は認めない、またTRIPs協定第3 条及び65.5条違反の問題は原告の 論証が不十分と判断した。パネル報 告を受け、インドネシア政府は、1999 年6月に新自動車政策を導入し、履 行を果たした。	GATT TRIM 補助金 TRIPs
55. インドネシアの自動 車関連措置	日本	(DS54と合併)		
56. アルゼンチンの靴・織 維衣服関連措置	米国 【EU、インドネシ ア】	1996/10/ 4 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 11/25 パネル報告書配布 1998/ 1/21 アルゼンチン上級委申立て 3/27 上級委員会報告書配布 4/22 パネル・上級委員会報告書採択	アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関 連する特定関税などの措置が、 GATT第2、7、8、10条、TBT協定第2 条、関税評価協定第1、8条、繊維協 定第7条に違反する。パネルはGATT第 2、8条違反とした。一方、上級委員 会は、譲許表に規定された形式と異 なる形式での関税の適用は、譲許表 に規定した関税を超える徴収をもた らす限りにおいてGATT第2条違反と し、パネルの認定を変更した。上級 委報告を受け、アルゼンチンは、 1999年1月1日までに統計税を0.5%に 削減し、1998年10月19日までに特 別関税の上限を35%(譲許税率)とす る事で、勧告の履行を行った。	GATT TBT 関税評価 繊維
57. 豪州の繊維衣服靴 輸入信用制度	米国	1996/10/ 7 協議要請	豪州の革製品に対する補助金交付 が、補助金協定第3条に違反する として米国が申立て。	補助金
58. 米国のエビ保護海 ガメ法	インド マレーシア パキスタン タイ 【豪州、コロンビ ア、コスタリカ、 EU、グアテマラ、 香港、日本、メキ シコ、ナイジェリ ア、パキスタン、フ ィリピン、セネガ ル、シンガポール、 スリランカ、ベネ ズエラ】	1996/10/ 8 協議要請 1997/ 1/ 9 マレーシア・タイ、パネル設置要請 (1997/1/30 パキスタン・パネル設置要請) 2/25 パネル設置、インドがパネル設置 要請 4/10 インド単独パネル設置(前者に併 合) 1998/ 5/15 パネル報告書配布 7/ 3 米国上級委員会申立て 10/12 上級委員会報告書配布 11/ 6 パネル・上級委員会報告書採択 2000/10/23 パネル設置(履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認) 10/22 上級委員会報告書配布(履行確 認) 11/21 パネル・上級委員会報告書採択 (履行確認)	海ガメの保護を意図した、米国のエ ビ及びエビ製品の輸入制限が、GATT 第1、11、13条に違反する。また利益 を無効化・侵害しているとの申立てに 対して、パネルは、GATT第20条では正 当化されずGATT第11条1項違反と 判断したのに対し、上級委員会は、 20条(g)に対するパネルの判断のア プローチを拒絶し、まずはじめに極 めて抽象的な審査のみで20条(g)の 要件が満たされると判断し、次に往 来基準が満たされているかどうかより 具体的に判断するというアプローチ を採用し、最終的には20条での正当 化は認められず、GATT違反と判断 した。	GATT
59. インドネシアの自動 車関連措置	米国	(DS54と合併)		
60. グアテマラのポート ランドセメント輸入AD調 査	メキシコ 【カナダ、エルサル バドル、ホンジュ ラス、米国】	1996/10/15 協議要請 1997/ 2/ 4 パネル設置要請 3/20 パネル設置 1998/ 6/19 パネル報告書配布 8/ 4 グアテマラによる上訴 11/ 2 上級委員会報告書配布 11/25 パネル・上級委報告書採択	メキシコからのセメント輸入に対す るAD調査が、AD協定第2、3、5、7、1 条に違反するとの申立てに対し、パ ネルはグアテマラが調査開始を正 当化するためのダンピング、損害及 び因果関係に関する十分な証拠がな いにもかかわらず調査を開始したと して、AD協定第5.3条違反を認めた。 一方、上級委員会は、メキシコはパ ネル設置要請の際に申立て措置の 特定を行わなかったためDSU第6.2 条違反があるとして、適切にパネ ル設置要請を行ったとのパネルの判 断を覆した。このため、パネルが行 った実質的な論点については何ら判 断しなかった。	AD

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS61～DS70)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
61. 米国のエビ保護海 ガメ法	フィリピン	1996/10/25 協議要請	海ガメの保護を意図した、米国のエビ 及びエビ製品の輸入制限がGATT第 1,2,3,8,11,13条,TBT協定第2条に 違反する。また利益を無効化・侵害し ているとしてフィリピンが申立て。	GATT TBT
62. (67), (68). EUのコ ンピューター機器関税 分類	米国 【日本、韓国、イン ド、シンガポール】	1996/11/ 8 協議要請(「対英国 DS67」及び 「対アイルランドDS68」1997/ 2/14) 1997/ 2/11 パネル設置要請(「DS67」「DS68」 3/7) 2/25 パネル設置(3/20 「DS67」「DS68」 と併合) 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 3/24 EU上級委申立て 6/ 5 上級委報告書配布 6/22 パネル・上級委報告書採択	コンピューター機器に関する関税分 類の変更が、GATT第2条に違反する との申立てに対して、パネルはGATT 第2条1項違反と判断した。上級委員 会もパネルと同様にGATT第2条1項 違反としたが、輸出国の「正当な期 待」の観点からの譲許の解釈、輸出 国の「正当な期待」の観点からの解 釈がウィーン条約法条約第31条に規 定された誠実な解釈の規則に合致 するとのパネルの判断を棄却した。	GATT
63. 米国の旧東独固形 尿素輸入へのAD措置	EU	1996/11/28 協議要請	旧東独からの固形尿素輸入に対し米 国が行ったAD措置は、AD協定第9条 及び11条に違反しているとしてEUが 申立て。	AD
64. インドネシアの自動 車関連措置	日本	(DS54と合併)		
65. ブラジルの自動車 貿易投資関連措置	米国	1997/ 1/10 協議要請	DS52に基づく協議後、ブラジルが新 たにとった自動車関連措置が、GATT 第1,3条、TRIM協定第2条、補助金協 定第3,27,4条に違反し、また利益を 無効化・侵害しているとして米国が申 立て。	GATT TRIM 補助金
66. 日本の豚肉輸入に 係る措置	EU	1997/ 1/15 協議要請	豚肉及び豚肉製品に係る日本の措 置が、GATT第1,10,3,13条に違反す る。また利益を無効化・侵害して9条 及び11条に違反しているとしてEUが 申立て。	GATT
67. 英国のコンピュ ーター機器関税分類	米国	(DS62と合併)		
68. アイルランドのコン ピューター機器関税分 類	米国	(DS62と合併)		
69. EUの鶏肉製品輸 入に関する措置	ブラジル 【タイ、米国】	1997/ 2/24 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/30 パネル設置 1998/ 3/12 パネル報告書 4/29 ブラジル上級委申立て 7/13 上級委報告書配布 7/23 パネル・上級委報告書採択	鶏肉製品に関するEUの輸入レジ ーム及び関税割当が1994年GATT第 10,27条、輸入許可手続協定第1,3 条に違反する。また利益を無効化・ 侵害している。関税率割当の枠外に ある鶏肉の輸入に対し課される特別 セーフガードの実行において、農業 に関する協定第4,5条に違反する との申立てに対して、パネルは農業に 関する協定第5条違反を認定した。こ れに対し上級委員会は、パネルの5 条1項bの解釈を修正するとともに、5 条5項違反を認定した。	GATT ライセンス 農業協定
70. カナダの民間航空 機輸出に係る措置	ブラジル 【EU、米国】	1997/ 3/10 協議要請 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 加上級委申立て 8/ 2 上級委報告書配布 9/ 6 協議要請(履行確認) 11/23 パネル設置要請(履行確認) 12/ 9 パネル設置(履行確認) 2000/ 5/ 9 報告書送付(履行確認) 5/22 ブラジルによる上級委申立て(履 行確認) 7/21 上級委報告書送付(履行確認)	ブラジルへの民間機輸出に対する加 政府・州の補助金交付は、補助金協 定第3条に違反するとの申立てに対 して、パネル及び上級委は、カナダ の補助金の一部(CA制度に基づく 融資と技術提携制度(TPC))につい てのみ輸出補助金であると認定し、こ れらの廃止を勧告した。なお、補助 金協定第1.1(b)の利益の判定に受益 者利益説と商業的ベンチマークが採 用された。DSU第21.5条パネルはTP Cについては履行されたことを認定し たが、CA制度については完全に履 行されていないと判断した。DSU第 21.5条上級委は、TPCについてはブ ラジルが立証に失敗したと判断した。	補助金

(DS71～DS79)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
71. カナダの民間航空 機輸出に係る措置	ブラジル	1997/ 3/10 協議要請	カナダのDS70と同様の措置は、補助 金協定第5条の悪影響があり、相殺 関税の対象となる(補助金協定第7 条)としてブラジルが申立て。	補助金
72. EUの乳製品に係る 措置	ニュージーランド 【米国】	1997/ 3/24 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/11/11 二国間合意通報	EU及び英国税務局のNZ産バター に対する措置がGATT第2、10、11条 及びTBT協定第2条、輸入許可手続 協定第3条に違反しているとして ニュージーランドが申立て。	GATT TBT ライセンス
73. 日本の人工衛星調 達	EU	1997/ 3/26 協議要請 7/31 二国間合意通報	日本の人工衛星調達の入札に係る 明細事項は明示的に米国以外を排 除するものであり、政府調達協定附 属書付表1に反し、6(3)、7(2)に違反 するとしてEUが申立て。	政府調達
74. フィリピンの豚肉・ 鶏肉に係る措置	米国	1997/ 4/ 1 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に 伴う許可等の遅延は、1994年GATT 第3、10、11条、農業協定第4条、輸入 許可手続協定第1、3条、TRIM協定第 2、5条違反するとともに、利益を無効 化・侵害しているとして米国が申立 て。	GATT 農業 ライセンス TRIM
75. 韓国の酒税	EU 【カナダ、メキシコ】	1997/ 4/ 4 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/28 韓国上級委申立て 1999/1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類 への内国税賦課は、1994年GATT第 3条2項に違反するとの申立てに対 して、パネルは1994年GATT第3条2項 違反を認定。これに対し上級委員会 もパネルの判断を支持した。	GATT
76. 日本の農産物に係 る措置	米国 【ブラジル、EU、ハ ンガリー】	1997/ 4/ 7 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1998/10/27 パネル報告書配布 11/24 日本上級委申立て 1999/ 2/22 上級委報告書配布 3/19 パネル・上級委報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意通報	日本が特定の農産物への検疫措置 として品種ごとの検査を義務付けて いることが、SPS協定の関連規定、 GATT第11条、農業協定第4条に違 反し、利益を無効化・侵害していると する米国の主張について、パネルは 日本の措置はSPS協定第2.2条(科学的 の根拠に基づく措置実施)、第5.6条 (貿易制限的とならない保護水準の 確保)及び衛生植物検疫上の規制の 透明性確保に係る附属書Bに違反す ると判断し、上級委員会もパネルの 判断をおおむね支持した。日本は 1999年12月末までにパネル・上級委 の勧告を履行する旨米国と合意し、 同期間内に問題の措置を廃止。その 後も日本は新たな検疫措置について 協議を継続し、2001年8月に本件に ついて完全な合意に至った旨DSBに 通報した。	SPS GATT 農業
77. アルゼンチンの靴 繊維衣服関連措置	EU 【米国】	1997/ 4/17 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 7/29 パネル停止	アルゼンチンの繊維等に対する特定 関税などの措置がGATT第2条、繊維 協定第7条、及びTBT協定第14.1条 に違反しているとしてEUが提訴。	GATT 繊維 TBT
78. 米国のトウモロコシ 輸入に係るセーフガー ド措置	コロンビア	1997/ 4/28 協議要請	米国のトウモロコシ輸入に対するSG 措置が、SG協定第2、4、5、9、12条、 GATT第2、13、14条に違反し、また利 益を無効化・侵害しているとしてコロ ンビアが申立て。	SG GATT
79. インドの医薬品農 業用化学品特許保護	EU 【米国】	1997/ 4/28 協議要請 9/ 9 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 8/24 パネル報告書配布 9/22 パネル報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特 許保護制度がTRIPs協定第70.8、 70.9条に違反するとの申立てに対 し、パネルは、インドは医薬品及び農 業用化学品の物質特許申請の新規 性・優先性を保護する適切な措置及 び期間排他的販売権を付与する措 置を確立していないとして、TRIPs協 定第70.8(a)条及び70.9条違反を認 めた。	TRIPs

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS80～DS89)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第二国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
80. ベルギーの商業用 電話帳サービス	米国	1997/ 5/ 2 協議要請	ベルギーの電話帳出版業に対する 免許付与条件等の措置が、GATS第 2,6,8,17条に違反し、EUのコミットメ ントによる利益を無効化・侵害してい るとして米国が申立て。	GATS
81. ブラジルの自動車 貿易投資関連措置	EU	1997/ 5/ 7 協議要請	ブラジル自動車関連措置(1997年3 月に新たに与えられた措置等を含む) が、GATT第1,3条、補助金協定第3、 5,27,4条、TRIM協定第2条に違反 し、利益を無効化・侵害しているとし てEUが申立て。	GATT 補助金 TRIM
82. アイルランドの著作 隣接権付与に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/11/ 6 二国間合意通報	アイルランドの著作権隣接権付与の制 度が、TRIPs協定第9-14,63,65,70条 に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
83. デンマークの知的 財産権に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 2001/ 6/ 7 二国間合意通報	デンマークの知的財産権を含む民事 訴訟手続に係る暫定措置を策定しな いことは、TRIPs協定第50,63,65条に よる義務に違反するとして米国が申 立て。	TRIPs
84. 韓国の酒税	米国 【カナダ、メキシコ】	1997/ 5/23 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/20 韓国上級委申立て (DS75と同一) 1999/1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類 への内国税賦課は、1994年GATT第 3条2項に違反し、同条の利益を侵害 しているとの申立てに対して、パネル は1994年GATT第3条2項違反を認 定。これに対し上級委員会もパネル の判断を支持した。	GATT
85. 米国の織物・衣服 に係る措置	EU	1997/ 5/23 協議要請 1998/ 2/11 二国間合意通報	米国の織物・衣服に関する原産地 規則の変更は、繊維協定第2,4,4.2、 4.4条、原産地規則協定第4.2条、 GATT第3条及びTBT協定第2条に 違反するとしてEUが申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
86. スウェーデンの知的 財産権に係る措置	米国	1997/ 5/28 協議要請 1998/12/ 2 二国間合意通報	スウェーデンの知的財産権を含む民 事訴訟手続に係る暫定措置を策定し ないことは、TRIPs協定第50,63,65条 による義務に違反するとして米国が 申立て。	TRIPs
87. (110). チリの酒税	EU(DS87) 【カナダ、メキシ コ、ペルー、米国】 EU(DS110) 【カナダ、ペルー、 米国】	1997/ 6/ 4 協議要請(「DS110」12/15) 10/ 3 パネル設置要請(「DS110」1998/ 3/ 9) 11/18 パネル設置 (「DS110」1998/ 3/25.その後DS87と合併) 1999/ 6/15 パネル報告書配布 9/13 チリ上級委申立て 12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	EUは、チリが輸入蒸留酒に対し国産 蒸留酒(ぶどう酒を蒸留させた「ピス コ」)よりも高い特別売上税を課してい るのは、GATT第3条に違反する旨主 張。チリはDS87の提起に伴い暫定的 な措置改正を行ったが、EUは当該新 措置もGATT違反としてDS110を提 起。パネルはチリの新措置について もGATT第3.2条(内国税・課徴金に 係る内国民待遇)に違反すると判断 し、上級委員会もパネルの判断をお おむね支持した。2001年2月のDSB において、チリは輸入蒸留酒と「ピス コ」への課税率を同率にする法改正 を完了し、パネル・上級委の勧告を 履行した旨通報を行った。	GATT
88. (95). 米国の政府調 達に係る措置	EU 【日本】	1997/ 6/20 協議要請(「DS95」7/18) 1998/ 9/ 8 パネル設置要請(「DS95」9/8) 10/21 パネル設置(DS95と合併) 1999/ 2/10 パネル停止 2000/ 2/11 パネル設置の根拠を失う	米国マサチューセッツ州法が州に対 しジャンパー政府と取引のあった企業 と取引することを禁じているのは、政 府調達協定第8(B),10,13条に違反 し、利益を無効化・侵害しているとし てEUが申立て。	政府調達
89. 米国の韓国製カ ラテレビ輸入に係る AD措置	韓国 【ブラジル】	1997/ 7/10 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 1998/ 1/ 5 パネル設置要請撤回(再要請の権 利留保) 9/22 韓国が要請を撤回	米国の韓国製カラテレビに対し、ダ ンピングの不在及び輸出中断にも拘 わらずAD義務を賦課していたこと は、GATT第6条及びAD協定第1,2、 3,4,5,11条に違反するとして韓国が 申立て。	GATT AD

(DS90～DS100)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
90. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	米国	1997/ 7/15 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 4/ 6 パネル報告書配布 5/26 インド上級委申立て 8/23 上級委報告書配布 9/22 パネル・上級委報告書採択	インドが2700品目に及ぶ農業・織物・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT第11、18条、農業協定第4条2項、輸入輸入ライセンス協定第3条に違反する、との米国の主張について、パネルはインドの措置が、GATT第11条(数量制限)、18.11条(経済開発を目的とする範囲内での輸入制限の維持)に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は農業協定第4.2条(農産品の輸入制限措置の一般的禁止)に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害していると判断。上級委もパネルの判断を全面的に支持した。2001年4月のDSBにおいて、インドは問題とされたすべての品目について数量制限を撤廃しDSBの勧告を履行した旨通報した。	GATT 農業
91. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	豪州	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
92. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	カナダ	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
93. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	ニュージーランド	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 9/14 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由に加え)利益を無効化・侵害している。	GATT 農業
94. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	スイス	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(上記DS90.～93.の申立て事由と同様。但し農業協定を除く)	GATT
95. 米国の政府調達に係る措置	日本	(DS88と合併)		
96. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	EU	1997/ 7/21 協議要請 1998/ 4/ 7 二国間合意通報	(上記DS90.～94.の申立て事由に加えて)SPS協定第2、3、5条に違反するとして申立て。	GATT 農業 SPS
97. 米国のチリ産さけ輸入に係る相殺義務調査	チリ	1997/ 8/ 5 協議要請	チリ産さけに対する米商務省の補助金相殺義務調査は補助金協定第11条に違反するとしてチリが申立て。	補助金
98. 韓国の乳製品輸入に係るセーフガード決定	EU 【米国】	1997/ 8/12 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 6/10 新規のパネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/21 パネル報告書配布 9/15 韓国による上訴 12/14 上級委報告書配布 2000/1/12 パネル・上級委報告書採択	韓国が乳製品に輸入割当の形でSG発動したのは、SG協定第2、4、5、12条及びGATT第19条に違反するとの申立てに対して、パネルは、重大な損害の認定に関するSG協定第4.2条違反及びSG措置の適用に関するSG協定第5条違反(ただし、上級委は数量制限を適用する場合以外のいかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断は破棄)を認定した。上級委は、GATT第19.1条についてのパネルの解釈を破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件であると判断した。	SG GATT
99. 米国の韓国製DRAMに対するAD税賦課	韓国	1997/ 8/14 協議要請 1998/ 1/16 パネル設置 1999/ 1/29 パネル報告書配布 2000/ 3/19 パネル設置要請(履行確認) 4/25 パネル設置(履行確認) 11/ 7 二国間合意通報	韓国製DRAMに対する米商務省のAD決定は、AD協定第6、11条に反するとして韓国が申立て。	AD
100. 米国の鶏肉製品輸入に係る措置	EU	1997/ 8/18 協議要請	米国によるEU産鶏肉製品の輸入禁止がGATT第1、3、10、11条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。	GATT SPS TBT

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS101～DS108)

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
101. メキシコの米国産 コーン・シロップに対す るAD調査	米国	1997/ 9/ 4 協議要請	メキシコの米コーンシロップに対するAD決定及び措置の発動が、AD協定第5.6条に反するとして米国が申立て。	AD
102. フィリピンの豚肉・ 鶏肉問題	米国	1997/10/ 7 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	(DS74.の対象となった措置を改善するとの1997年政令8号も申立てに含む)	GATT 農業 ライセンス TRIM
103. (113). カナダの乳 製品に係る措置	米国(103) ニュージーランド (113) 【アルゼンチン、豪 州、EU、日本、メ キシコ、米国 (113)】	1997/10/ 8 協議要請(「DS113」1997/12/29) 1998/ 2/ 2 パネル設置要請(「DS113」 1998/3/12) 3/25 パネル設置 5/17 パネル報告書配布 7/15 カナダ上級委申立て 1999/10/13 上級委報告書配布 10/27 パネル・上級委報告書採択 2001/ 2/16 パネル設置要請(履行確認) 3/ 1 パネル設置(履行確認) 7/11 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 4 カナダ上級委申立て(履行確認) 12/ 3 上級委報告書配布(履行確認) 12/ 6 パネルⅡ設置要請(履行確認) 12/18 パネル・上級委報告書採択、パネ ルⅡ設置(履行確認) 2002/ 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 9/23 カナダ上級委Ⅱ申立て(履行確 認) 12/20 上級委Ⅱ報告書配布(履行確認) 2003/ 1/17 上級委Ⅱ報告書採択(履行確認)	カナダの乳製品に係る輸出補助金 及び関税割当は、GATT第2条、農業 協定第3条、9条、補助金協定第3条、 輸入ライセンス協定第1.3条に違反 するとの申立てに対し、パネル及び 上級委は農業協定第9条の輸出補 助金に該当する措置であり、農業協 定第10条違反であると認定した。 DSU第21.5条パネル及び上級委は、 カナダの履行が不十分であると判断 した。	補助金 GATT 農業
104. EUのプロセス・ チーズ輸出に係る措置	米国	1997/10/ 8 協議要請	EUのプロセスチーズ輸出に係る補 助金が、GATT第2条、農業協定第 8.9.10.11条、補助金協定第3条に反 するとして米国が申立て。	GATT 農業 補助金
105. EUのパナナ輸入 制限	パナマ	1997/10/24 協議要請	パナナの輸入、販売、流通に関する EUの制度に関する申立て(関連する WTO協定を特定せず)。	
106. 豪州の革製品に 係る補助金	米国	1997/11/10 協議要請 1998/ 1/22 パネル設置 6/11 パネル設置要求を撤回	豪州の革製品の生産者及び輸出業 者に対する補助金は、補助金協定 第3条に違反するとして米国が申立 て。	補助金
107. パキスタンの獣皮 輸出制限	EU	1997/11/ 7 協議要請	パキスタンの獣皮輸出制限措置は EU産業の未加工、半加工原料調達 を制限しているとしてEUが申立て。 (関連するWTO協定を特定せず)	
108. 米国の外国小売 業者への課税制度	EU 【豪州、バルバド ス、ブラジル、カナ ダ、中国、インド、 ジャマイカ、日本】	1997/11/18 協議要請 1998/ 7/ 1 パネル設置要請 9/22 パネル設置 1999/10/ 8 パネル報告書配布 11/26 米上級委申立て 2000/ 2/24 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択 11/17 DSU第22条に基づく対抗措置承 認申請 11/27 米国のDSU第22.6条仲裁の要請 12/ 7 EUによるパネル設置要請(履行確 認) 12/20 パネル設置(履行確認) 2001/ 8/20 パネル報告書配布(履行確認) 10/15 米国による上級委申立て(履行確 認) 2002/ 1/14 上級委報告書配布(履行確認) 1/29 パネル・上級委報告書採択(履行 確認) 2005/ 1/13 EUによるパネルⅡ設置要請(履行 確認) 2/17 パネルⅡ設置(履行確認) 9/30 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 11/24 米国による上級委Ⅱ申立て(履行 確認) 2006/ 2/13 パネル・上級委Ⅱ報告書配布(履 行確認)	米国の外国小売業者(FSC)に対す る特別課税制度は、補助金協定第 3.1条、GATT第3.4.、16条に違反する との申立てに対して、パネルは補助 金協定第3.1条の輸出補助金に該当 するとして廃止を勧告、上級委もこれ を支持し採択された。これを受けて米 国は履行措置としてFSC廃止並びに 改正法ETIを制定したが、第1回DSU 第21.5条パネル及びDSU第21.5条 上級委は依然として輸出補助金であ り協定違反であると認定をし、DSU第 21.5条上級委は補助金協定第4.7条 の完全な実施を要請した。これにより 米国は、ETI廃止法案である米国雇 用創出法を制定したが、第2回DSU 第21.5条パネルはこの実施措置につ いても完全な勧告を実施していない と認定した。また、DSU第21.5条パネ ルは新たな勧告が必要であるとの米 国の主張には同意しないとした。	補助金 GATT

(DS109～DS121)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
109. チリの酒税	米国	1997/12/11 協議要請	チリが輸入スプリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT第3条2項に違反するとして米国が申立て。	GATT
110. チリの酒税	EU	(DS87と合併)		
111. 米国のグランド ナッツに係る関税割当	アルゼンチン	1997/12/19 協議要請	米国の関税割当に係わる措置はGATT第2、10、12条、農業協定第1、4、15条、原産地規則協定第2条、輸入輸入ライセンス協定第1条に違反し、又無効化・侵害を生じているとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 農業 原産地 ライセンス
112. ベルーのブラジル 製バス輸入に係るCV D調査	ブラジル	1997/12/23 協議要請	ブラジル製バス輸入に係わるベルーのCVD調査手続は、補助金協定第11、13.1条に違反するとしてブラジルが申立て。	補助金
113. カナダの乳製品に 係る措置	ニュージーランド	(DS103と合併)		
114. カナダの医薬品 特許保護	EU 【日本、豪州、ブラ ジル、コロンビア、 キューバ、インド、 イスラエル、ポーラ ンド、スイス、タイ、 米国】	1997/12/19 協議要請 1998/11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/3/17 パネル報告書配布 4/ 7 パネル報告書採択	カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の保護が不十分であり、TRIPs協定第7、8、27.1、28、30、33条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、カナダ特許法第55.2(2)条は、TRIPs協定第28条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPs協定第30条に認められた限定的例外にも該当しないとして、TRIPs協定第28.1条違反を認めた。	TRIPs
115. EUの著作権隣接権 付与に係る措置	米国	1998/ 1/ 6 協議要請 1/ 9 パネル設置要請 2000/11/ 6 二国間合意通報	EUの著作権隣接権付与の制度が、TRIPs協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
116. ブラジルの支払期 間に係る措置	EU	1998/ 1/ 9 協議要請	ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入輸入ライセンス協定第3、5条に違反するとしてEUが申立て。	ライセンス
117. カナダのフィルム 流通サービスに係る措 置	EU	1998/ 1/20 協議要請	カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、GATS2、3条に違反するとしてEUが申立て。	GATS
118. 米国の港湾維持 税	EU	1998/ 2/ 6 協議要請	米国の港湾維持税は、GATT第1、2、3、8、10条及び1994年GATT第2条1項(b)についての解釈了解に違反するとしてEUが申立て。	GATT
119. 豪州のコート紙輸 入に対するAD措置に ついて	スイス	1998/ 2/20 協議要請 5/13 二国間合意通報	豪州のスイス産コート紙の輸入に対するAD措置は、AD協定第3.5条に違反するとしてスイスが申立て。	AD
120. インドの特定商品 の輸入に係る措置	EU	1998/ 3/16 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請	インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネガティブ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT第11条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
121. アルゼンチンの履 き物輸入に係るセーフ ガード措置	EU 【ブラジル、インド ネシア、パラグアイ、 ウルグアイ、米 国】	1998/ 4/ 3 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/25 パネル報告書配布 9/15 アルゼンチンによる上訴 12/14 上級委員報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委員報告書採択	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、12条及びGATT第19条に違反するとの申立てに対して、上級委員は、アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因果関係の認定はSG協定第2.4条に違反するとのパネルの判断を支持した。また、SG措置はGATT第19条とSG協定双方が適用されるという解釈を示した。なお、SG協定第2.1条脚注とGATT第24条に関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンがメルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重大な損害の認定をしたのに、SG措置をメルコスール以外の輸入人へのみ発動したことは正当化できないとした。	SG GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事出及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
122. タイのポーランド 製鉄鋼に対するAD措 置	ポーランド 【日本、EU、米国】	1998/ 4/ 6 協議要請 1999/10/13 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 10/23 タイによる上訴 2001/ 3/12 上級委員会報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	タイのポーランド製鉄鋼に対するAD 税賦課、及び情報開示の拒否はAD 協定第2、3、5、6条に違反するとの申 立てに対し、パネルは(a)「実証的証 拠」の「客観的審査」に基づき、ダン ピング輸入の価格への影響を考慮し なかったとしてAD協定第3.2条第2 文、3.1条違反、(b) AD協定第3.4条 に列挙された要因をすべて考慮せ ず、また「公平かつ客観的な評価」若 しくは「実質的証拠」の「客観的審 査」に基づきいかに損害が肯定され たかに関し、的確な説明を怠ったとし てAD協定第3.4、3.1条違反、(c) (a) 及び(b)に基づき、ダンピング輸入と 損害との因果関係を認定したとして AD協定第3.5、3.1条違反を認めた。 一方、上級委はAD協定第3.1条の一 部、及びAD協定第17.6(i)条について のパネル決定を破棄したが、タイの 上級委申立てがなかったAD協定 第3.2、3.4、3.5条違反に関するパネ ル決定については審査しなかった。	AD
123. アルゼンチンの履 き物輸入に係るセーフ ガード措置	インドネシア	1998/ 4/23 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 5/10 パネル設置要請取り下げにより終 了	アルゼンチンが輸入履き物に対して とったセーフガード措置は、セーフ ガード協定第2、4、5、6、12条、及び GATT第19条に違反するとしてインド ネシアが申立て。	SG GATT
124. EUの動画・テレビ 番組に係る知的財産権 の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく 動画及びテレビ番組が放映され、 権利保護の措置がとられていないの はTRIPs協定第41、61条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
125. ギリシャの動画・テ レビ番組に係る知的財 産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく 動画及びテレビ番組が放映され、 権利保護の措置がとられていないの はTRIPs協定第41、61条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
126. 豪州の自動車用 皮革生産者・輸出者へ の補助金	米国 【EU、メキシコ】	1998/ 5/ 4 協議要請 6/11 パネル設置要請 6/22 パネル設置 1999/ 5/25 パネル報告書配布 10/ 4 米国によるパネル設置要請(履行 確認) 10/14 パネル設置(履行確認) 2000/ 1/21 パネル報告書配布(履行確認)	豪州が自動車用皮革の生産者・輸 出者に対して与えた財政的援助は、 補助金協定第3条に違反するとの申 立てに対し、パネルは事実上の輸出 条件を認定して補助基金協定第3条 違反の輸出補助金であると判断し、 90日以内に廃止することを勧告し た。DSU第21.5条パネルは豪州は禁 止補助金を廃止していないと認定し た。また、一度きりの過去の補助金 の実効的な救済のためには補助金全 額の返済を求めるという考え方も示 した。	補助金
127. ベルギーの補助 金の性質を有する所得 税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ベルギーが「輸出経営者」をリクルー トした者に対し税控除を認めている のは、補助金協定第3条に違反する として米国が申立て。	補助金
128. オランダの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	オランダの所得税法において輸出に よる収入に「輸出留保」を認めている のは、補助金協定第3条に違反する として米国が申立て。	補助金
129. ギリシャの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ギリシャの所得税法において輸出者 に年間の輸出収入の割合に応じて 税控除を認めているのは、補助金協 定第3条に違反するとして米国が申 立て。	補助金
130. アイルランドの補 助金の性質を有する所 得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	アイルランドの所得税法において国 内製造品の輸出による収入に特別 の税率を適用する資格を設けている のは、補助金協定第3条に違反する として米国が申立て。	補助金

(DS131～DS135)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
131. フランスの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	フランスの所得税法において、企業 の海外取引の初期費用を暫定的に 税控除し、企業に特別な準備金を認 めているのは、補助金協定第3条に 違反するとして米国が申立て。	補助金
132. メキシコの米国産 高糖度コーンシロップ に対するAD調査	米国 【ジャマイカ、モー リシャス】	1998/ 5/ 8 協議要請 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2/24 パネル報告書採択 10/12 米国によるパネル設置要請(履行 確認) 10/23 パネル設置(履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認) 7/24 メキシコによる上級委申立て(履行 確認) 10/22 上級委報告書配布(履行確認) 11/21 パネル・上級委報告書採択(履行 確認)	メキシコが米国産高糖度コーンシロ ップに対してとったAD調査及び損害 のおそれの決定は、AD協定第2～7、 9、10、12条に違反するとの申立てに 対し、パネルはAD協定第3.1、3.2、 3.4、3.7(i)条(損害認定)、7.4条(暫 定措置)、10.2条(暫定措置適用期 間への溯及的賦課)、10.4条(暫定 措置適用期間中の供託金返還)、 12.2、12.2.2条(AD税の溯及的賦課 に関する説明)それぞれの違反を認 めた。また、DSU第21.5条パネルはメ キシコの再認定はAD協定第3.1、 3.4、3.7、3.7(i)に違反しており、し たがってメキシコは当初パネルの勧 告を実施していないと結論し、DSU 第21.5条上級委もこれらをすべて支 持した。	AD
133. スロバキアの乳製 品輸入及び家畜輸送 に係る措置	スイス	1998/ 5/11 協議要請	スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸 送に係る措置は、スイスのチーズ及 び家畜の輸出に悪影響を与えてお り、GATT第1、3、5、10、11条、SPS協 定第5条、輸入輸入ライセンス協定第 5条に違反するとしてスイスが申立 て。	GATT SPS ライセンス
134. EUのコメの輸入 税	インド	1998/ 5/28 協議要請	1997年7月から施行されたEUのコメ の輸入税を決定するCRS (cumulative recovery system)はイン ドからのコメの輸入を制限し、GATT 第1、2、3、7、11条、関税評価協定第 1-7、1条、輸入ライセンス協定第1、3 条、TBT第2条、SPS協定第2条、農業 協定第4条に違反するとしてインドが 申立て。	GATT 関税評価 ライセンス TBT SPS 農業
135. EUのアスベスト及 びその製品に係る輸入 禁止措置	カナダ	1998/ 6/28 協議要請 1998/10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 10/23 カナダが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	フランスのアスベスト及びその製品の 輸入禁止措置は、SPS協定第2、3、5 条、TBT協定第2条、農業協定第4条 に違反する、とのカナダの主張につ いて、パネルは、①輸入の一般的禁 止にはGATTが適用されるべきであ り、TBT上の問題ではなく、例外的な 輸入許可についてはTBTが規定す る「強制規格」と見なされるものの、カ ナダを例外規定について争っていない、とした上で、②フランスが輸入を 禁止した温石綿とそれに代替しうる 繊維、又は温石綿を含む製品と温石 綿に代替しうる繊維を含む製品とは、 GATT第3.4条(同種の製品に対する 内国民待遇)における「同種の製品」 であるため、フランスの輸入禁止命 令は3.4条に違反しているものの、③ GATT第20条(b)(健康保護措置の一 般的例外)により正当化される旨判 断した。これに対して上級委員会は、 ①と②についてパネルの判断を覆す 一方で、③についてはこれを支持 し、申立て国は本件措置に関する EUの協定違反を立証しなかったとし て措置の是正に係る勧告を行わな かった。	SPS TBT 農業

(DS136～DS140)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
136. 米国の1916年AD 法	EU 【日本、インド、メキ シコ】	1998/ 6/ 9 協議要請 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2004/ 2/24 対抗措置規模に係る仲裁裁定配 布	米国1916年AD法は1930年関税法と 並行して存在しており、GATT第3.6 条、WTO設立協定第16条(4)、AD協 定第1～5条に違反するとの申立てに 対し、パネルは、1916年米国AD法 は、(a) 損害認定を要件としていない としてGATT第6.1条違反、(b) AD税 以外の救済措置を規定しているとし てGATT第6.2条違反、(c) (a)及び(h) よりWTO設立協定第16.4条違反、(d) 十分な手続的要件を規定していない としてAD協定第1、4、5.5条違反を 認め、上級委もこれらをすべて支持 した。	AD GATT WTO設立
137. EUの松柏類木材 の輸入に係る措置	カナダ	1998/ 6/17 協議要請	カナダからの松柏類木材の輸入に係 るEU理事会指令及び関連措置は、 GATT第1、3、11条、SPS協定第2、3、 4、5、6条、TBT協定第2条に違反する としてカナダが申立て。	GATT SPS TBT
138. 米国のイギリス製 鉄鋼製品に対する相殺 関税賦課	EU 【ブラジル、メキシ コ】	1998/ 6/30 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 2/17 パネル設置 12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立て 5/10 上級委報告書配布	米国の英国製鉄鋼製品に対する米 国の相殺関税の賦課は、補助金協 定の1.1、10、14、19.4条に違反して いるとしてEUが申立て。	補助金
139、(142). カナダの自 動車政策に係る措置	日本(139) EU(142) 【インド、韓国、米 国】	1998/ 7/ 3 協議要請(「DS142J8/17」) 11/12 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置(「DS142J」と合併) 2000/ 2/11 パネル報告書配布 3/ 2 カナダが上級委申立て 5/31 上級委報告書配布 6/19 パネル・上級委報告書採択	米加FTA(自由貿易協定)に基づく オートバクト協定によって、カナダは 一部の自動車会社にローカル・コン テント要求、製造販売要求を条件に 自動車の無関税輸入を許しており、 こうした措置は、GATT第1.1、3.4、24 条、TRIM第2条、補助金協定第3条、 GATS2、6、17条違反する、との日本・ EUの主張に対して、パネルは、同措 置は①GATT第1.1条(最恵国待遇) に違反し、24条(自由貿易地域への 一般例外)で正当化されない、② ローカルコンテント要求はGATT第3 条(内国民待遇)違反、③輸入税の 免除は補助金協定第3.1条(禁止補 助と金)違反、④自動車販売サービ スへの免税及びローカルコンテント 要求はサービス協定第2条及び17条 違反、との判断を行った。これに対し 上級委員会は、④についてサービス 協定第2条違反としたパネルの判断 を棄却したものの、それ以外の論点 については、これらをおおむね支持 した。カナダは2001年2月に問題と なった優遇措置を廃止する行政命令 を施行した。	GATT TRIM 補助金 GATS
140. EUのインド産無漂 白綿布に関するAD調 査	インド	1998/ 8/ 3 協議要請	インド産無漂白綿布に対するEUの AD決定プロセスは、客観性を欠き、 インドの開発途上国としての立場を 無視しており、AD協定第2、3、5、6、 12、15条及びGATT第1、6条に違反 するとしてインドが申立て。	AD GATT

(DS141～DS147)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
141. EUのインドからの ベトリネン輸入に対す るAD措置	インド 【日本、エジプト、 韓国、米国】	1998/ 8/ 3 協議要請 1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 パネル設置 2000/10/30 パネル報告書配布 12/ 1 EUによる上訴 2001/ 3/ 1 上級委員会報告書配布 3/12 パネル・上級委報告書採択 2002/3/ 8 協議要請(履行確認) 5/ 7 パネル設置要請(履行確認) 5/22 パネル設置(履行確認) 11/29 パネル報告書配布(履行確認) 2003/ 1/ 8 インドによる上訴(履行確認) 4/ 8 上級委員会報告書配布(履行確 認) 4/24 パネル・上級委報告書採択(履行 確認)	インド産のベトリネンに対するEUの AD措置決定プロセスは、不公平で 客観性を欠き、AD協定第2.3.5.6、 12.15条及びGATT第1.6条に違反 するとの申立てに対し、パネルは、 EUが(a) ダンピング・マージンを決定 する際に、ゼロイングを行ったとして AD協定第2.4.2条違反、(b) 国内産 業の状態を考慮する際に、AD協定 第3.4条に列挙された要因のすべて を考慮しなかった等として3.4条違 反、(c) AD税賦課前に、建設的な救 済の可能性を検討しなかったとして AD協定第15条違反を認めた。一 方、上級委はAD協定第2.4.2条違反 に係るパネル認定を支持しつつ、更 に、EUのSG&A及び利潤額の計算 についてのパネル認定を一部破棄 し、2.2(ii)条違反を認めた。また、 DSU第21.5条パネルは、EUのAD措 置はAD協定及びDSUに違反してい ないと結論したが、DSU第21.5条上 級委は一部DSU第21.5条パネル認 定を破棄し、ダンピング輸入量の決 定についてAD協定第3.1、3.2条違 反を認めた。	AD GATT
142. カナダの自動車 政策に係る措置	EU	(DS139と合併)		
143. スロバキアのハン ガリー小麦に対する輸 入税	ハンガリー	1998/ 9/19 協議要請	1998年9月に発効した、スロバキアの ハンガリーからの小麦に対する輸入 税賦課の規則は、GATT第1.2条、農 業協定第4条に違反するとしてハン ガリーが申立て。	GATT 農業
144. 米国の牛・豚・穀 物輸入に係る措置	カナダ	1998/ 9/25 協議要請	米国サウス・ダコタ州等で、牛・豚・穀 物を積載したカナダのトラックの州内 への立入り・通貨を禁じているのは、 SPS第2第～6、13条、附属書B、C、 TBT第2.3.5.7条、農業協定第4条、 GATT第1.3.5.11、24.12条に違反 し、利益を無効化・侵害している。カ ナダはDSU第4.8の緊急規定を援 用。	SPS TBT 農業 GATT
145. アルゼンチンの EU産小麦グルテン輸 入に係る相殺関税	EU	1998/ 9/23 協議要請	アルゼンチンのEU産小麦グルテンに 対する相殺関税は、補助金協定第 11.11に定める18か月の調査期間を 超過しており、補助金協定第10条に 違反。	補助金
146. (175). インドの自 動車セクターに係る措 置	EU(146) 【日本、韓国】 米国(175) 【日本、韓国、EU】	1998/10/ 6 協議要請(「DS175」1999/ 5/ 1) 2000/10/12 パネル設置要請(「DS175」 2000/5/15) 11/17 パネル設置 (「DS175」と合併) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 インド、上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に課している一 定レベルのローカルコンテントの達成 や部品の輸出義務達成度に応じた 輸入量規制による輸出入均衡制度 等は、GATT第3. 11条及びTRIM協 定第2条に違反するとのEU・米国の 主張について、パネルはインドの措 置について、ローカルコンテント要求 はGATT第3.4条(内国民待遇)に違 反、②輸出入均衡要求はGATT第11 条(数量制限の一般的禁止)に違反 するとともにGATT第3.4条にも違反、 との判断を行った。これに対してイン ドは上級委申立てしたが、審理開始 後に同上級委申立てを取り下げた。 2002年8月、インドは問題の措置を完 全に廃止した。	GATT TRIM
147. 日本の皮革に係 る関税割当及び補助金	EU	1998/10/ 8 協議要請	日本の皮革の関税割当の運用及び 補助金は、日本の皮革産業と同地域 に利益を与えており、輸入許可手 続協定第1.6、3.5(g)(h)(i)(j)及び補助 金協定第6条に違反するとしてEUが 申立て。	ライセンス 補助金

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

（DS148～DS154）

第3章

我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
148. チェコのハンガ リー小麦の輸入税に係 る措置	ハンガリー	1998/10/12 協議要請	1998年10月に発効した、チェコの規制（ハンガリー小麦に対する輸入税を増額）は、譲許表のバインド率を上回り、ハンガリーのみに適用。本措置はGATT第1.2条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。なお、ハンガリーはDSU第4.8の緊急規定を援用。	GATT 農業
149. インドの輸入制限	EU	1998/10/29 協議要請	インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT第3、10、11、13、17条、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定第1、2、3条に違反し、GATT第20、21条によって正当化されないとしてEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス
150. インドの関税引き 上げ措置	EU	1998/10/30 協議要請	インドの1975年関税法譲許表1、特別関税、特別付加関税に関する措置は、全体として譲許税率を上回る関税を課すものであり、GATT第2.1(b)、3.2条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
151. 米国の織物・衣服 に係る措置	EU	1998/11/19 協議要請 2000/ 7/24 二国間合意通報	米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更について、米国は(前述85.の)二国間合意の内容を実施しておらず、依然として繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第3条、TBT第2条に違反するとしてEUが申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
152. 米国の1974年通 商法第301条～310条	EU 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、コ スタリカ、キュー バ、ドミニカ、ドミニ カ共和国、エクアド ル、香港、インド、 イスラエル、ジャマ イカ、日本、韓国、 セントルシア、タ イ、中国】	1998/11/25 協議要請 1999/ 1/26 パネル設置要請 3/ 2 パネル設置 1999/12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	EUは、バナナ問題のEUの勧告不履行に関する米国の一方的決定に関連して、米国の1974年通商法タイトルⅢ第1章(301条～310条、特に305、306条)が、DSBでの承認を経ることなく貿易紛争に係る米国の対抗措置の発動を一方的に決定する制度となっていることは、DSU第23条（一方的措置の禁止）等に違反し、利益を無効化・侵害しているとの主張を行った。これについてパネルは、米国が、SAA(Statement of Administrative Act)の中で、WTO協定違反若しくは米国の協定上の権利侵害に関する通商法第301条決定は、いかなる場合もDSBによって採択されたパネル・上級委員会の決定に基づくものとする旨規定していること、またその遵守をパネル審理において繰り返し約束したことをふまえ、問題の措置はDSUに反しないと判断した。しかしその一方で、仮にこの約束が撤回されることがあれば、上記パネルの結論もその根拠を失うこととなる旨指摘した。	DSU
153. EUの医薬品・農 薬の特許保護	カナダ	1998/12/ 2 協議要請	EU規則は医薬品と農薬に限って特許期間の延長制度をとっており、TRIPs協定第27条1項に違反するとしてカナダが申立て。	TRIPs
154. EUのコーヒーに係 る特惠措置	ブラジル	1998/12/ 7 協議要請	EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授權条項、GATT第1条に違反し、ブラジルの利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
155. アルゼンチンの牛 革輸出及び加工済み 皮革の輸入に係る措置	EU 【米国】	1998/12/23 協議要請 1999/ 5/ 31 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択	アルゼンチンの牛革の事実上の輸 出禁止はGATT第11.1条、10.3条(a) に違反し、また、付加価値税及び事 前取引高税はGATT第3.2条に違反 するとのEUの主張について、パネル は、事実上の輸出禁止措置につい て、GATT第11条(数量制限の一般 的廃止)違反は否定したものの、同 措置はGATT第10.3条(a)(貿易規制 の公平かつ合理的な方法での実施) に違反すると判断した。また、付加価 値税及び事前取引高税について は、ともにGATT第3.2条(内国民待 遇)違反するとし、これらの違反は GATT第20条(d)(法令遵守確保のた めに必要な措置の一般的例外)に よって正当化されないと判断した。	GATT
156. グアテマラのメキ シコ製灰色ポートランド セメントへの確定AD税	メキシコ 【EU、エクアドル、 エルサルバドル、 ホンジュラス、米 国】	1999/ 1/ 5 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/10/24 パネル報告書配布 11/27 パネル報告書採択	グアテマラのメキシコ製ポートランド セメントに対する確定AD税は、AD協 定第1～3、5～7、12、18条、附属書 I、II及びGATT第6条に違反する との申立てに対し、パネルは、AD協定 第5.3、5.8条(調査開始の十分な証 拠)、5.5条(メキシコ政府への通 知)、12.1.1条(調査開始の公告)、 6.1.3条(申請書全文の提供)、 6.1.2、6.4条(調査ファイルへのアク セス拒否等)、6.2条(輸出者の反論 の機会)、附属書I(2)(調査団に民間 の専門家が含まれていることの通 知)、6.5、6.5.1条(秘密情報)、6.9条 (重要事実の開示)、6.8条(ファクツ・ アベイラブル)、3.1、3.2、3.4、3.5条 (損害及び因果関係の認定)それぞ れの違反を認めた。	AD GATT
157. アルゼンチンのイ タリア製ドリル刃に対す るAD課税	EU	1999/ 1/14 協議要請	アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に 対するAD税賦課に際し、調査期間 が18か月を超えており、AD協定第1 条に違反するとしてEUが申立て。	AD
158. EUのパナナ輸 入・販売・流通制度	グアテマラ、ホン ジュラス、メキシコ、 パナマ、米国	1999/ 1/20 協議要請	EUが勧告の実施として行ったパナナ 輸入制度の改善は、依然としてWTO 協定に違反するとして米国及び中南 米諸国が申立て。(関連協定を特定 せず)	
159. ハンガリーのチェ コ製鉄鋼製品輸入に係 るセーフガード措置	チェコ	1999/ 1/20 協議要請	ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸 入割当をチェコに対してのみ行っ ているのは、GATT第119条、セーフ ガード協定に違反するとしてチェコが 申立て。	GATT SG
160. 米国の著作権法 第110条(5)	EU 【日本、豪州、ブラ ジル、カナダ、スイ ス】	1999/ 1/26 協議要請 4/15 パネル設置要請 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 7/27 パネル報告書採択	米国の著作権法第110条(5)は公共 の場でラジオ・テレビによる音楽を著 作権料を払うことなく放送すること を認めるものであり、ベルヌ条約1条～ 21条の遵守を規定するTRIPs協定第 9.1条に違反するとの申立てに対し、 パネルは、米国著作権法第110条 (5)(B)の規定は、TRIPs協定第13条で 認められている著作権保護の例外の 要件を満たしていないとして、TRIPs 協定第9.1条に基づき、ベルヌ条約 11条の2(1)(ii)及び同11条(1)(iii)条違 反を認めた。	TRIPs

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS161～DS164)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
161、(169). 韓国の生 鮮・チルド・冷凍牛肉の 輸入に係る措置	米国(161) 【豪州、カナダ、 ニュージーランド】 豪州(169) 【カナダ、ニュー ジーランド、米国】	1999/ 2/ 1 協議要請(DS169J4/13) 4/15 パネル設置要請(DS169J7/12) 5/26 パネル設置(DS169J 7/26.その 後DS161と合併) 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/11 韓国が上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	韓国が輸入牛肉に対する措置(取扱 店の限定、売上へのマークアップ税 賦課、輸入牛肉への詳細なラベリ ングの義務づけ、国内畜産業者への 補助金等)はGATT第2、3、11、17 条、農業協定第3、4、6、7条、輸入ラ イセンス協定第1、3条に違反する、と の米国の主張について、パネルは、 マークアップ税賦課等一部の制度は 韓国の譲許表に規定された経過期 間内に廃止すべきとした上で、各種 の流通制限及び国産牛肉より厳しい ラベリング要件等についてはGATT 第3.4条(内国民待遇)違反、国内畜 産業者への補助金は農業協定第7.2 条(国内助成に関する一般的規律) 違反とするなど、米国の主張をほぼ 全面的に認める判断を行った。上級 委員会は農業協定に関するパネル の判断を一部破棄したものの、 GATTに関するパネルの判断につい てはおおむねこれを支持した。	GATT ライセンス 農業
162. 米国の1916年AD 法	日本 【EU、インド】	1999/ 2/10 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2/25 仲裁手続中断	1916年米国AD法が特定の場合に商 品を米国内に輸入・販売する行為に 対して刑事罰や損害賠償請求権を 認めていること、及びAD協定に定め る手続的セーフガードなしに法的決 定を行うのは、GATT第3、6、11条及 びAD協定に違反するとの申立てに 対し、パネルは1916年米国AD法が(a) 損害認定を要件としていないとして GATT第6.1条違反、(b) AD税以外の 救済措置を規定しているとしてGATT 第6.2条、AD協定第18.1条違反、(c) 調査開始要件及び申請の証拠要件 に関する規定がないとしてAD協定第 4.1、5.1、5.2、5.4条違反、(d) (a)～ (c)よりAD協定第18.4条、WTO設立 協定第16.4条違反を認め、上級委も これらをすべて支持した。	AD GATT WTO設立
163. 韓国の政府調達 に係る措置	米国 【EU、日本】	1999/ 2/16 協議要請 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 2000/ 5/ 1 パネル報告書配布 6/19 パネル報告書採択	韓国の空港建設機関(KOACA)は政 府調達協定の規律の対象であり、そ の入札方法、国内のパートナー化、 不服申立て手続の欠如は、政府調 達協定第1条(1)に違反するとの米国 の主張に対して、パネルは、① KOACAは韓国が協定附属書におい て約束した協定の適用対象機関に 含まれない、②協定加盟時の適用範 囲に関する交渉で、米国に対する韓 国の説明が十分ではなかったことは 事実だが、米国はその際に更なる確 認を行うべきだった、③韓国の措置 が協定上の利益を無効化・侵害して いることについて米国は十分な説明 を行わなかった旨判断した。	政府調達
164. アルゼンチンの履 き物輸入に係る措置	米国 【インドネシア】	1999/ 3/ 1 協議要請 7/15 パネル設置要請 7/26 パネル設置	アルゼンチンの決議1506は、非メル コスール諸国からの履き物輸入に セーフガード義務を課し、更に関税 割当数量措置を設けている点で、 セーフガード協定第5条(1)、7条(4)、 12条に違反するとして米国が申立 て。	SG

(DS165～DS169)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
165. 米国のEUからの 特定品目に係る輸入措 置	EU 【ドミニカ、エクアド ル、インド、ジャマ イカ、日本、セント ルシア】	1999/ 3/ 4 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 9/12 EUが上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	米国が仲裁の結果(このケースではDS27(EUバナナⅢ案件)に係る対抗措置の規模に関する仲裁)を待たずに制裁措置を賦課することは、DSU第3、21、22、23条及びGATT第1、2、8、11条に違反する、とのEUの主張について、パネルは、米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU第3.7条(DSBの承認を条件とした対抗措置の発動)、23条(一方的措置の禁止)、22.6条(対抗措置の規模に係る仲裁等)に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増カナダはGATT第1条(最恵国待遇)、2条(譲許表に基づく関税賦課)に違反すると判断した。上級委員会はGATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU第23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)(DSB承認に基づく制裁決定)には違反するとしてパネルの判断を破棄したが、23.2(c)(対抗措置の規模に関するDSBの承認)、3.7条及び22.6条違反については、これを支持した。	DSU GATT
166. 米国の小麦グル テン輸入に係るセーフ ガード措置	EU 【豪州、カナダ、 ニュージーランド】	1999/ 3/17 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/26 米による上訴 12/22 上級委報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委報告書採択	1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、セーフガード協定第2、4、5、8条、農業協定第4条(2)、GATT第1、19条に違反するとの申立てに対し、上級委は、米国の因果関係の認定はSG協定第4.2(a)、4.2(b)条に違反するとしてパネルの結論を支持した。一方で、上級委は、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG協定第4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG協定第4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならないとの解釈を示した。また、カナダをSG措置の対象から除外したことについてのSG協定第2.1、4.2違反をとしたパネルの判断を支持し、米国の通報について12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していないとした。	SG 農業 GATT
167. 米国の加からの牛 肉輸入に関する相殺関 税調査	カナダ	1999/ 3/19 協議要請	1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、補助金協定第1、2、10、11、12条及び農業協定第13条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金 農業
168. 南アフリカのインド からの特定の薬品に対 するAD関税	インド	1999/ 4/ 1 協議要請	1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD関税は、AD協定第2、3、6条及びGATT第1、6条に違反するとしてインドが申立て。	AD GATT
169. 韓国の冷凍牛肉 に関する措置	豪州	(DS161と合併)		

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS170～DS175)

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事出及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
170. カナダの特許保護に関する期間	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 5/ 5 パネル報告書配布 6/19 カナダ上級委申立て 9/18 上級委報告書配布 10/12 パネル・上級委報告書採択	カナダ特許法が規定する1989年10月1日以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPs協定第33、62、65、70条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、TRIPs協定第70.2条に従い、カナダはTRIPs協定適用の日に特許で保護されていた発明についても、TRIPs協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPs協定第33条違反を認めた。上級委もパネルの判断を支持した。	TRIPs
171. アルゼンチンの薬品に対する特許保護期間及び農業化学品に対する試験数値の保護	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPs協定第65条5項に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
172. EUのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議協議	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
173. フランスのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
174. (290). EUの農産物と食糧に関する商標と地域的表示の保護	米国(174) 豪州(290) 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	1999/ 6/ 1 協議要請(「DS290」2003/4/17) 2003/ 8/18 パネル設置要請(「DS290」合併) 10/ 2 パネル設置 2005/ 3/15 パネル報告書配布 4/20 パネル報告書採択	EUの地理的表示(GI)保護制度は内国民待遇を確保しておらず、又GIと類似または同一の先在商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPs協定及びGATTに違反するとの米国等の主張について、パネルは、EUの制度が外国GIの保護要件として、当該外国におけるEUのGIへの同等の保護(「同等性及び相互主義要件」)を求めていること等は、TRIPs協定第3.1条及びGATT第3条(内国民待遇)に反するとして一方、既に登録されている商標と同一又は類似のGIの限定的な登録については、TRIPs協定第16.1条に反するが、17条(商標権に係る限定的な例外)によって正当化されたとした。	TRIPs GATT
175. インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置	米国 【EU、日本、韓国】	1999/ 6/ 2 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 7/27 パネル設置(DS146と同一パネル) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 上級委申立て取り下げ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に要求している①ローカルコンテントの達成②完成車・部品の輸出額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び③前年の輸出額をベースとした輸出入均衡は、GATT第3、11条及びTRIM協定第2条に違反するとの米国の主張について、パネルはインドによるローカルコンテント要求はGATT第3.4条(内国民待遇)に反し、輸出入均衡要求はGATT第11条(数量制限)に違反すると判断した。インドはパネル判断について上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立てを取り下げた。	GATT TRIM

(DS176～DS181)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
176. 米国のオムニバス 法第211条	EU 【日本、カナダ、ニ カラグア】	1999/ 6/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 9/26 パネル設置 2001/ 8/ 6 パネル報告書配布 10/ 4 EU上級委申立て 2002/ 1/ 2 上級委報告書配布 2/ 1 パネル・上級委報告書採択	米国のオムニバス法第211条は、 キューバ法により資産等を没収され た商標権者が以前に放棄した商標 等について、米国内での登録・更新 を認めておらず、TRIPs協定第2(パ リ条約2条等)、3、4、15、16、21、41、 42、62条等に違反するとの申立てに 対し、パネルは、オムニバス法第211 条(a)(2)が商標権者の民事手続の権 利を制限しておりTRIPs協定第42条 に違反するとした。これに対し上級委 員会は、オムニバス法第211条は TRIPs協定第42条には違反しないと してパネルの判断を覆したが、商標・ 商号について最恵国待遇、内国民 待遇を遵守していないとして、TRIPs 協定第2.1(パリ条約8条)、3、4条違 反を認めた。	TRIPs
177、(178). 米国の生 鮮、チルド、冷凍ラム肉 輸入に係るセーフガード 措置	ニュージーランド (177) 豪州(178) 【豪州、ニュージー ランド、カナダ、 EU、アイスランド、 日本】	1999/ 7/16 協議要請(「DS178」7/30) 10/14 パネル設置要請(「DS178」同日) 11/19 パネル設置(「DS178」と合併) 2000/12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国による上訴 5/ 1 上級委報告書配布 5/16 パネル・上級委報告書採択	米国は、輸入生鮮、チルド、冷凍ラム 肉に關稅制當の様式でセーフガード 措置を課した。これに対して豪州及 びニュージーランドはSG協定第2、 3、4、5、11条及びGATT協定第1、 2、19条に違反すると申立て。パネル 及び上級委は、米国は「事情の予見 されなかった発見」について立証して おらずGATT第19.1(a)条に違反す るとした。また、米国が上流の産物の 生産者も含めて国内産業とみなした ことはSG協定第4.1(c)条違反とし た。また重大な損害のおそれについ て上級委は、米国ITCの調査は使用 したデータについてSG協定第4.1(c) 条の要求を満たしていない為、SG協 定第4.2(a)条に違反するとした。因 果關係の認定については、上級委 は調査当局には「真正かつ相當な關 係」の立証が求められるとして、米国 ITCは因果關係の立証責任を果たし ていないとの判断を下した。	SG GATT
178. 米国のラム肉輸入 に係るセーフガード措 置	豪州	(DS177と合併)		
179. 米国の韓国産ス テンレス鋼板(厚板及 び薄板)に対するAD措 置	韓国 【日本、EU】	1999/ 7/30 協議要請 10/14 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/ 1 パネル報告書採択	米国商務省の仮決定及び最終決定 は、ダンピング・マージンの賦課、計 算等に欠陥があり、GATT及びAD協 定に違反するとの申立てに対し、パ ネルは、(a) 不必要な通貨の換算を 行っているとしてAD協定第2.4.1条 違反、(b) 未払い販売について、非 関連企業への直接販売に関する価 格の比較可能性を確保しない調整を 行っていること、及び関連輸入業者 経由での販売について、輸出価格の 構成のためのものとしては許容され ない調整を行っていると、AD協 定第2.4条柱書違反、(c) 複数の期間 の平均値を用いて正常価額と輸出 価格との比較を行っているととして 2.4.2条第1文違反を認めた。	GATT AD
180. 米国のシュガーシ ロップの再分類	カナダ	1999/ 9/ 6 協議要請	米国税関によって提案されているある 種類のシュガーシロップの再分類 はGATT協定第2条及び農業協定第 4条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT
181. コロンビアのタイ 製ポリエステル単繊維 輸入に係るセーフガード 措置	タイ	1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 タイがパネル設置要求取り下げ	コロンビアは1998年10月よりタイ製ポ リエステル単繊維の輸入を一時的に 抑制するセーフガード措置をとって おり、繊維及び繊維製品に関する協 定第2条及び6条に違反するとしてタイ が申立て。	繊維

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
182. エクアドルのメキシコ産灰色ポルトランドセメント輸入に係る暫定的AD措置	メキシコ	1999/10/5 協議要請	エクアドルの暫定的AD措置及びそれに先行する行為はAD協定及びGATT協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT
183. ブラジルの輸入ライセンスと最低輸入価格	EU	1999/10/14 協議要請	ブラジルの繊維製品等の輸入品に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT協定、農業協定、ライセンス協定他に違反するとしてEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス
184. 米国の日本製熱延鋼板に対するAD措置	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、韓国】	1999/11/18 協議要請 2000/2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2001/2/28 パネル報告書配布 4/25 米国による上訴 7/24 上級委報告書配布 8/23 パネル・上級委報告書採択 2005/7/20 二国間合意通報	本件AD措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピング・マージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、①個別ケースに係る入手可能な事実の利用についてAD協定第6.8条違反、②独立当事者間の価格を基準とした正常価額の計算における本国での関連企業への販売の除外決定方式について同2.1条違反、③入手可能な事実に完全に基づいているダンピング・マージンのみを調査対象企業以外のダンピング・マージン計算から除外することを義務づけた米国法令について同9.4、18.4条及びWTO設立協定第16.4条違反を認めた。一方、上級委はパネル判断を概ね支持し、また、損害認定における次工程向け産品市場の扱いに関する米国1930年法の本措置への適用について、AD協定第3.1、3.4条違反を認めた。	AD GATT
185. トリニダードトバゴのコスタリカからのパスタ輸入に関する措置	コスタリカ	1999/11/18 協議要請	トリニダードトバゴのAD調査とそれに先立つ予審、同国の1996年ダンピング防止税及び相殺関税規制はAD協定に違反するとしてコスタリカが申立て。	AD
186. 米国の1930年関税法第337条とその改正	EU	2000/1/12 協議要請	米国関税法第337条は1994年にウルグアイ・ラウンド実施法により改正されているが、未だその改正は不十分であり、内国民待遇及びTRIPs協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT TRIPs
187. トリニダードトバゴのコスタリカからのパスタ輸入におけるAD措置	コスタリカ	2000/1/17 協議要請	トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD措置は、GATT協定に違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT
188. ニカラグアのホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	コロンビア 【カナダ、コスタリカ、EU、ホンジュラス、米国】	2000/1/17 協議要請 3/27 パネル設置要請 5/18 パネル設置	ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最恵国待遇他に違反するとしてコロンビアが申立て。	GATT
189. アルゼンチンのイタリアからのセラミック製床タイル輸入に対するAD措置	EU 【日本、トルコ、米国】	2000/1/26 協議要請 9/14 パネル設置要請 11/17 パネル設置 2001/9/28 パネル報告書配布 11/5 パネル報告書採択 2002/12/20 二国間合意通報	本件AD調査及び措置は不適正であり、AD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、アルゼンチンが、①ダンピング計算のために輸出者から提示された情報の多くを、理由に関する説明もなく無視したことはAD協定第6.8条及び附属書IIに、②サンプルとされた輸出者の個別ダンピング・マージンを算出しなかったことはAD協定第6.10条に、③価格の比較可能性に影響を与える物理的な特性における差異に対して妥当な考慮を払わなかったことはAD協定第2.4条に、④確定的措置を発動するか否かの基礎として考慮した重要な事実を輸出者に公開しなかったことはAD協定第6.9条に違反すると判断した。	AD

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
190. アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維物輸入に対する経過的セーフガード措置	ブラジル 【パキスタン、パラグアイ、米国】	2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 6/30 二国間合意通報	アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維物輸入に対する経過的セーフガード措置は、繊維協定第2、6、8条他に違反するとしてブラジルが申立て。	繊維
191. エクアドルのメキシコ産セメントに対するアンチ・ダンピング措置	メキシコ	2000/3/15協議要請	エクアドルのメキシコ産セメントに対する最終的なAD措置は、AD協定第1～9、12、18条他に違反する。	AD
192. 米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/ 3 協議要請、パネル設置要請 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 7/ 9 米が上級委申立て 10/ 8 上級委報告書配布 11/ 5 パネル・上級委報告書採択	米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置は、同措置発動の要件(繊維協定第6条2、3、4及び7項)を満たしていないので、上記各条項に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は、米国の垂直統合された生産者が自己消費する場合を国内産業から除外したことは繊維協定第6.2条違反であると認定した。また、重大な損害の帰責分析については、米国がメキシコからの輸入の効果を個別に検討しなかったことは繊維協定第6.4条に違反すると認定した。なお、上級委は、国内当局の措置決定時に存在しなかった証拠をパネルが考慮したことはDSU第11条に違反しているとの判断を示した。	繊維
193. チリのメカジキの輸送及び輸出に対する措置	EU	2000/ 4/19 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 12/12 パネル設置 2003/11/12 二国間合意通報 2007/12/13 パネル設置停止を継続	チリ漁業法第165項を基礎として設立された、チリの漁港におけるメカジキ陸揚げの禁止は、GATT第5条及び11条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
194. 米国の輸出制限を補助金として扱う措置	カナダ 【豪州、EU、インド】	2000/ 5/19 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布	米国のSAA (Statement of Administrative Action)他は、他国の輸出制限措置を資金面での貢献と扱うものであり、これらは補助金協定第1.1、10、11、17、19、32.1、32.5条及びマラケシュ協定第16.4条に違反するとの申立てに対し、パネルはこの紛争で定義された輸出制限は補助金協定第1.1(a)の資金面での貢献になり得ず、また、米国の1930年関税法第771(b)(3)条は補助金協定第1.1条に違反しないと判断した。	補助金
195. フィリピンの自動車開発計画(MVDP)	米国 【インド、日本】	2000/ 5/23 協議要請 10/12 パネル設置要請 11/17 パネル設置(結局パネルは編成されず終了)	フィリピンの自動車開発計画は、貿易関連投資措置協定第8条、補助金協定第4条及び30条に違反するとして米国が申立て。	補助金
196. アルゼンチンの特許及び試験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPs協定第27、28、31、34、39、50、62、65及び70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
197. ブラジルの最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請	ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評価協定第1～7条及び12条、輸入許可手続に関する協定第1～3条、繊維協定第2～7条及び農業協定第4条2項に違反するとして米国が申立て。	関税評価 ライセンス 繊維 農業
198. ルーマニアの最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意通報	ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等に対する最低又は最高輸入価格の設定は、関税評価1～7条及び12条、農業協定第4条2項及び繊維協定第2条及び7条に違反するとして米国が申立て。	関税評価 繊維 農業

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS199～DS200)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事出及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
199. ブラジルの特許保護	米国 【ドミニカ共和国、 ホンジュラス、イン ド、日本】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/ 9 パネル設置要請 2/ 1 パネル設置 7/19 二国間合意通報	ブラジルの1996年工業所有権法は、 TRIPs協定第27条、28条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
200. 米国の1974年通 商法第306条改正	EU	2000/ 6/ 5 協議要請	米国の1974年通商法第306条はアフリ カCBI法第407条により改正され、 譲許停止品目を定期的に変えること を一方的に義務づけている。これ は、DSU第3条2項、21条5項、22条 及び23条に違反するとしてEUが申 立て。	DSU

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
201. ニカラグアのホン ジュラスとコロンビアか らの輸入に対する措置	ホンジュラス	2000/ 6/ 6 協議要請	ニカラグアが1999年に設置した、ホン ジュラス及びコロンビアからの物品及 びサービスについての税制は、 GATT第1、2条及びサービス協定第 2、16条に違反するとしてホンジュラス が申立て。	GATT GATS
202. 米国のラインパイ プ輸入に係るセーフ ガード措置	韓国 【豪州、カナダ、 EU、日本、メキシ コ】	2000/ 6/15 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2001/10/29 パネル報告書配布 11/19 米国による上訴 2002/ 2/15 上級委報告書配布 3/ 8 パネル・上級委報告書採択	米国のラインパイプ輸入についてSG 措置発動に至る手続と決定及び同 措置自体がSG協定第2、3、4、5、7、 8、9、12条及びGATT第1、13、19条 に違反するとの申立てに対して、パ ネルはGATT第13.2条、19条及びSG 協定第3.1、4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1及 び12.3条に違反すると認定した。これ に対して上級委は、損害認定につい て重大な損害若しくはそのおそれの いずれかについて個別に認定をしな ければならないと判断したパネル判 断を覆し、「重大な損害又はそのお それがある」と認定した米国ITCの認 定はSG協定と整合的であるとした。 SG調査対象国とSG措置の適用国と の適応関係(パラレリズム)について は、上級委は、NAFTA国からの輸 入を調査対象として損害認定をして いながら、SG措置の発動では NAFTA国を対象から外したことはSG 協定第2、4条に違反するとした。	GATT SG
203. メキシコの米国産 輸入豚に対するアン チ・ダンピング措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	メキシコは1999年10月に米国からの 生きた豚に対してAD調査を行い、そ の結果、同措置を実施したが、これ はSPS、農業、TBT、ADの各協定に 違反するとして米国が申立て。	SPS 農業 TBT AD
204. メキシコの電気通 信サービスに対する措 置	米国 【日本、EU、カナ ダ、豪州、ブラジ ル、キューバ、グア テマラ、ホンジュ ラス、インド、ニカラ グア】	2000/ 8/17 協議要請 11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/ 2 パネル報告書配布 6/ 1 パネル報告書採択	パネルはメキシコが電気通信サービス 分野において反競争的で差別的規 制維持したことは自由化約束違反 (参照文書1.1不履行)、また、越境基 本電気通信サービスの供給をコストに 見合う合理的なレートで認めてこな かったことも約束違反(参照文書 2.2(b)不履行)と判断。ただし、国内 に拠点を持たずかつ回線設備を保 有しない形での外国事業者の墨にお ける専用回線利用の禁止措置は墨の 自由化約束に違反しないとした。	GATS
205. エジプトの大豆油 入りツナ缶の輸入禁止 措置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	エジプトによるタイからの大豆油入り ツナ缶輸入禁止は、GATT第1、11及 び13条、またSPS協定第2、3、5及び 附属書Bに違反するとしてタイが申立 て。	GATT SPS
206. 米国のインドから の鋼板に対するアン チ・ダンピング措置及び 拒絶関税措置	インド 【チリ、EU、日本】	2000/10/4 協議要請 2001/6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/6/28 パネル報告書配布 7/29 パネル報告書採択	本件AD措置に係る米国商務省 (DOC)の課税決定、国際貿易委員会 (ITC)の損害認定、ファクツ・アペイ ラブル(FA)に関するDOC規則の適用 等はGATT、AD協定、補助金協定、 WTO設立協定に違反するとの申立 てに対し、パネルは、DOCが米国販 売価格についての情報を用いず、 FAにのみ基づいてダンピング認定を したことはAD協定第6.8条及び附属 書Ⅱパラグラフ3に違反すると結論し た。他方、FAに関する修正1930年関 税法776条(a)、782条(d)、(e)の規定 自体は、AD協定第6.8条、附属書Ⅱ に違反していないとされた。	AD 補助金 GATT WTO設立

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS207～DS212)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
207. チリの農産物に 対する価格拘束制度及び セーフガード措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、 コロンビア、コスタリ カ、EU、エクアド ル、エルサルバドル、 グアテマラ、ホン ジュラス、日本、 ニカラガア、パラグ アイ、ベネズエラ、 米国】	2000/10/ 5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 5/ 3 パネル報告書配布 6/24 チリ上級委申立て 9/23 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2005/12/29 パネル設置要請(履行確認) 2006/ 1/20 パネル設置(履行確認) 12/ 8 パネル報告書配布(履行確認) 2007/ 2/ 5 チリによる上級委申立て(履行確認) 5/ 7 上級委報告書配布(履行確認) 5/22 パネル・上級委報告書採択(履行 確認)	チリによる小麦、小麦粉及び食用植 物油の輸入に関する価格拘束制度 及びSG措置について、前者はGATT 第2条及び農業協定第4条、また後者 はSG協定及びGATT第19条に違反 するとアルゼンチンが申立て。パネル は、チリの価格拘束制度は農業協定 第4.2条及びGATT第2条に違反して いると認定。他方、上級委は農業協 定違反についてはパネル判断を支持 したものの、GATT第2条違反は認め なかった。またパネルは、チリのSG 措置はGATT第19.1(a)条とSG協定第 2、4、5条に違反すると認定した(SG 措置については上級委申立てせず)。 DSU第21.5条パネルは、チリに よる価格拘束制度や各種課徴金制 度に類似する国境措置の維持は、農 業協定第4.2条に反していると、チリ はDSBによる勧告を履行していない 旨判断した。DSU第21.5条上級委 は、農業協定第4条等の違反を認定 した。	農業協定 GATT SG
208. トルコの鉄管継手 に対するアンチ・ダンピ ング措置	ブラジル	2000/10/ 9 協議要請	トルコによるブラジルからの鉄管継手 に対するAD課税は、調査開始、調査方 法、ダンピングと被害の関係の評価 や決定、及び課税賦課につき、 GATT第6条及びAD協定第2、3、5、 6、15条に違反するとしてブラジルが 申立て。	GATT AD
209. EUのインスタント コーヒーに影響を与える 措置	ブラジル	2000/10/12 協議要請	EUのブラジル産インスタントコーヒーに 対するGSP適用の引き下げ、及び 1999年1月の適用廃止はGATTの授 権条項に違反するとしてブラジルが 申立て。	GATT
210. ベルギーのコメに 対する関税措置の実施	米国 【インド、日本】	2000/10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 7/26 パネル停止 12/18 二国間合意通報	ベルギーが1997年7月に導入した米 に関する関税制度は、関税評価協 定、TBT協定及び農業協定に違反 するとして米国が申立て。	関税評価 TBT 農業
211. エジプトのトルコか らの鉄鋼に対するアン チ・ダンピング措置	トルコ 【チリ、EU、日本、 米国】	2000/11/6 協議要請 2001/ 5/ 3 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2002/ 8/ 8 パネル報告書配布 10/ 1 パネル報告書採択	エジプトのAD措置は適切な調査に 基づいておらず、GATT及びAD協定 に違反するとの申立てに対し、パネ ルは、損害認定にあたり、AD協定第 3.4条に列挙されている要因をすべて 考慮しなかったことによる同条違反、 トルコの輸出企業2社に対して説明な くファクツ・アベイラブル(FA)を利用し たことに関するAD協定第6.8条及び 附属書Ⅱパラグラフ6違反を認めた。	AD GATT
212. 米国のEUからの 輸入品に対する相殺関 税措置	EU 【ブラジル、中国、 インド、韓国、メキ シコ】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/23 パネル設置要請 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 9/ 9 米国上級委申立て 12/ 9 上級委報告書配布 2004/ 3/19 協議要請(履行確認) 9/27 パネル設置(履行確認) 2005/ 8/17 パネル報告書配布(履行確認)	米国の相殺関税措置の賦課継続 は、補助金協定第1、10、14、19、21 条に違反するとの申立てに対して、 パネル及び上級委は民営化後の利 益継続の認定については10、14、 19、21.1、21.2、21.3条違反であると 認定した。ただし、上級委は、民営化 前の補助金による利益の民営化後の 継続については、独立当事者間の公 正な価格での民営化が民営化前の 補助金利益を必ず消滅させるとい うパネル認定を破棄して消滅させると 推定することができるとした。DSU第 21.5条パネルは、なお一部について 補助金協定違反であると認定した。	補助金

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
213. 米国のドイツからの鉄鋼板に対する相殺関税措置	EU 【日本、ノルウェー】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/ 3 パネル報告書配布 8/30 米国上級委申立て 11/28 上級委報告書配布	米国は、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して1993年より相殺関税措置を開始し、2000年8月のサンセットレビューにおいてもその継続を決定した。本件は、補助金協定第10、11、21条に違反するとの申立てに対し、パネル及び上級委は、米国法令は第21.3条違反に違反しないとした。また、上級委は、サンセットレビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を破棄し、デミニマス基準の適用を否定した。	補助金
214. 米国の鉄鋼製品及び溶接ラインパイプに対するセーフガード措置	EU 【アルゼンチン、カナダ、日本、韓国、メキシコ】	2000/12/ 1 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 9/10 パネル設置(結局パネルは編成されず終了)	米国の1974年通商法第201及び202条は、輸入増加と損害の因果関係の決定に関する規定においてセーフガード協定第4、5条に違反し、また、NAFTA実施法第311条は同協定の2、4、5条に違反し、これら両規定は、最恵国待遇違反でもある、としてEUが申立て。	SG GATT
215. フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するアンチ・ダンピング措置	韓国	2000/12/15 協議要請	フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD措置は、ダンピング・マージンの分析、収集及び賦課、また同種の産品、ダンピング、損害及び因果関係の結論の出し方に問題があり、AD協定第2、3、5、6、7、9、12及び附属書Ⅱに違反するとして韓国が申立て。	AD
216. メキシコの電気変圧器に対するアンチ・ダンピング暫定措置	ブラジル	2000/12/20 協議要請	メキシコが2000年7月に行ったブラジルからの電気変圧器に対するAD上の暫定措置は、AD協定第5条2、3、8条、6条8項、7条1項 i、ii 及び附属書Ⅱに違反するとしてブラジルが申立て。	AD
217. (234). 米国1930 関税法改正条項(通称:バード条項)	217: 豪州、ブラジル、チリ、EU、インド、インドネシア、日本、韓国、タイ 【アルゼンチン、カナダ、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、ノルウェー】 234: カナダ、メキシコ 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、コスタリカ、EU、香港、インド、インドネシア、イスラエル、日本、韓国、ノルウェー、タイ】	2000/12/21 協議要請(「DS234」 2001/5/21) 2001/ 7/12 パネル設置要請(「DS234」 8/10) 9/10 パネル設置(DS234と合併) 2002/ 9/16 パネル報告書配布 10/18 米国上級委申立て 2003/ 1/16 上級委報告書配布 2004/ 1/15 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(日本、EU、韓国、ブラジル、インド、チリ、墨、カナダ) 1/23 米国のDSU第22.6仲裁の要請 2004/ 8/31 対抗措置申請仲裁判断発出 11/10 7か国・地域が対抗措置の内容を申請(日、EU、韓、加、墨、印、ブラジル) 11/26 対抗措置の内容承認 12/ 6 チリが対抗措置の内容を申請 12/17 チリの対抗措置の内容承認 12/23 豪州、米国と合意 2005/ 1/ 7 タイ、米国と合意 1/11 インドネシア、米国と合意 4/29 EU、カナダが対抗措置の内容を申請 8/18 日本が対抗措置の内容を申請 2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 8/22 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 8/23 日本、対抗措置を2007/9/1より一年間延長を表明	バード修正条項は、関税当局が徴収した相殺関税、AD税に相当する額を、影響を受けた生産者に対して配分することを規定しており、AD協定、補助金協定、GATT及びWTO設立協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、本条項はAD及び補助金協定上許容される措置に該当しないため、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条、GATT第6.2、6.3条及びWTO設立協定第16.4条違反、また、AD調査申請支持のインセンティブとなるとして、AD協定第5.4条、補助金協定第11.4違反を認めた。一方上級委は、同条項がAD調査申請支持のインセンティブとなりAD協定第5.4条、補助金協定第11.4条に違反するとのパネル判断を否定し、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条及びWTO設立協定第16.4条違反についてはパネル判断を支持した。	AD 補助金 GATT WTO
218. 米国のブラジルからの鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	ブラジル	2000/12/21 協議要請	米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジルの民営化企業が民営化前に受けた補助金の利益に対して相殺関税を賦課し続けており、この行為は、補助金協定第1、10、11、14、19、21条に違反するとしてブラジルが申立て。	補助金

(DS219～DS224)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
219. EUのブラジルからの可鍛鉄鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【チリ、日本、米国】	2000/12/21 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2003/ 3/ 7 パネル報告書配布 4/23 ブラジルによる上訴 7/22 上級委報告書配布 8/18 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に係る調査及び評価はAD協定第1～7、9、11、12、15条及びGATT第6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、「ゼロイング」に関するAD協定第2.4.2条、「損害関連要因の公開」に関するAD協定第12.2条及び12.2.2条違反を認めた。一方上級委は、パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開についてAD協定第6.2、6.4条に違反していないとしたパネル判断を破棄し、同条違反を認めた。	AD
220. チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	グアテマラ	2001/1/5 協議要請	チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガードに関する国内法、セーフガード調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT条、農業協定第4条、及びセーフガード協定第2、3、4、5、68、12条等に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT 農業 SG
221. 米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法129条(c)(1)	カナダ	2001/ 1/17 協議要請 7/13 パネル設置要請 8/23 パネル設置 2002/ 7/15 パネル報告書配布 8/30 パネル報告書採択	米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたAD又は相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD・CVDの適用を義務づけるものであり、DSU、AD協定、補助金相殺協定及びGATTの諸規定に違反するとのカナダの主張について、パネルは、URAA及びSAAはカナダが問題としている措置(未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用)を義務づけておらず、WTO諸規定には違反しないとして、カナダの主張を全面的に退けた。	DSU
222. カナダの地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証	ブラジル 【豪州、EU、インド、米国】	2001/ 1/22 協議要請 3/ 1 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 1/28 パネル報告書配布 5/23 補助金協定第4.10条及びDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請 12/23 仲裁人の報告(秘密版)の送付 2003/ 2/17 仲裁人の報告(非秘密版)の配布	加政府及び政府関連企業からの加地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当し補助金協定第3条に違反するとの申立てに対し、パネルは、補助金協定附属書 I (k)で正当化されないと判断したのも含めて一部の制度につき補助金協定第3.1(a)条違反を認め、補助金協定第4.7条に基づき90日以内に廃止することを勧告した。カナダはこの勧告履行を拒否したので、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を認定した。	補助金
223. EUの米国からのコーングルテン飼料に対する関税割当	米国	2001/1/25 協議要請	EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG協定第8条、及びGATT第1条、2条、14条に違反するとして米国が申立て。	SG GATT
224. 米国の特許法	ブラジル	2001/1/31協議要請	米国特許法(18章他)は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPs協定第27、28条、TRIM協定第2条、内国民待遇及び数量制限に違反するとしてブラジルが申立て。	TRIPs TRIM GATT

(DS225～DS231)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
225. 米国のイタリアからのシームレスパイプに対するアンチダンピング措置	EU	2001/2/5 協議要請	イタリアからのシームレスパイプに関する2000年11月のDOCによるAD賦課継続とのサンセットレビュー最終決定、及びサンセットレビュー開始は、AD協定第5.8、11.1、11.3、18.4及びマラケシュ協定第16.4に違反するとしてEUが申立て。	AD WTO設立
226. チリの混合食用油に対する暫定セーフガード措置	アルゼンチン	2001/2/19協議要請	チリは本年1月に輸入混合食用油に対し暫定セーフガード措置を適用したが、本件はSG協定上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が不明確であること等から、GATT条及びSG協定第2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT SG
227. ペルーのタバコ税	チリ	2001/ 3/ 1 協議要請 5/ 3 パネル設置要請 6/24 パネル設置 7/12 チリがパネル取り下げ	1999年9月に修正された一般販売税は選択的な消費税について規定しており、本規定はペルーブランドのタバコに比べて、輸入タバコに対して高い税金を課しており、GATT第3条2項(内国民待遇)に違反するとしてチリが申立て。	GATT
228. チリの砂糖に対するセーフガード措置	コロンビア	2001/3/15協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置は、2000年1月の決定及び同年11月の延長決定において、SG協定第2、3、4、5、7、9、12及びGATT第19条が求めている諸手続に違反しているとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
229. ブラジルのインドからのジュート製鞆に対するアンチダンピング措置	インド	2001/4/9協議要請	ブラジルのインド産ジュート鞆に対するAD措置は、存在しないインド企業に関するデータに基づいたAD措置継続の決定や、その決定に関する再考の拒否、生産コスト・国内販売価格・輸出価格等の新たな証拠の無視、等がGATT第6条及び10条AD協定各条項及びWTO設立協定第16条に違反するとしてインドが申立て。	GATT AD WTO設立
230. チリの砂糖に対するセーフガード措置と譲許表の修正	コロンビア	2001/4/17協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置とその延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉においてチリがコロンビアを実質的利害関係無しとしたことは、SG協定第2、3、4、5、7、9、12、GATT第2、14、28条等に違反するとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
231. EUのイワシの表示	ペルー 【カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、ベネズエラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 6/28 EUによる上級委申立て 9/26 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択	EU欧州理事会規則はヨーロッパマイワシ(Sardina pilchardus)から製造されたイワシ製品のみ、保存イワシ(preserved sardines)と表示することを認め、ペルーから輸出されたイワシ(Sardinops sagax)について「イワシ」の表示を使うことを認めていないことはTBT協定第2、12条、GATT第1、3、11.1条に違反するとのペルーの主張について、パネルは、EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格(Codex規格)に整合的ではなく、国際規格への準拠を規定したTBT協定第2.4条に違反しており、また、同条の例外的な適用除外についてEUは十分な立証を行わなかったと判断した。上級委員会は、2.4条の例外的な適用除外についてはペルー側にEUの措置がこれに該当しないことについての立証義務があるとしたが、その他はパネルの判断をおおむね支持した。	GATT TBT

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS232～DS238)

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
232. メキシコのマッチの輸入に関する措置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/ 2 協議取り下げ	メキシコはマッチの素材及びその廃棄物について環境の観点も含めたリスト化や、輸送の規定等を定めているが、これらはチリ製マッチのマーケットアクセスを阻害しており、TBT協定第1、2、5条、ライセンス協定第1、3、5条及び内国民待遇に違反するとしてチリが申立て。	TBT ライセンス GATT
233. アルゼンチンの医薬品輸入に関する措置	インド	2001/5/25協議要請	アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国をannex I, IIにリスト化し、それぞれに異なった検査や許可等を要求するのは、TBT協定第2、5、12条、最恵国待遇、内国民待遇及びWTO設立協定第16.4に違反するとしてインドが申立て。	TBT GATT WTO設立
234. 米国1930関税法改正条項(通称:バード条項)	カナダ、メキシコ	(DS217と合併)		
235. スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガード措置	ポーランド	2001/7/11協議要請 2002/1/11二国間合意通報	スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガード措置は、セーフガード協定に定められた調査手続、損害の決定、適用期間及びセーフガード委員会への通報等に不備があり、同協定の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7条4、12条1(b)、1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポーランドが申立て。	SG
236. 米国のカナダからの軟材に対する仮決定	カナダ 【EU、インド、日本】	2001/8/21 協議要請 10/25 パネル設置要求 12/ 5 パネル設置 2002/9/27 パネル報告書配布 11/ 1 パネル報告書採択 2006/10/12 二国間合意通報	2001年8月の米国商務省によるカナダからの軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事態の仮決定は、GATT第6条3及び補助金協定第1、2、10、14、17、10、21条に違反する。また、米国の相殺関税措置に関するレビューについてはGATT条3及び補助金協定第10、19、21、32条にそれぞれ違反しており、本件についてはDSU第4条8による緊急な協議を求めるとの申立てに対して、パネルは、カナダの立木伐採権の付与制度は補助金協定第1.1(a)に該当するとして、米国の調査は補助金協定第1.1(b)、10、14、14(d)、17.1(b)条違反であると判断した。	SG GATT
237. トルコの生鮮果物に関する輸入手続	エクアドル 【コロンビア、EU、米国】	2001/8/31協議要請 2002/6/14パネル設置要請 7/29パネル設置 11/22二国間合意通報	トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トルコ農業省による書類の発行を求めており、本手続はGATT第2、3、8、10、11条、SPS協定第2.3、8、附属書B、C、ライセンシング協定第1条、農業協定第4条、及びサービス協定第6、17条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが申立て。	GATT SPS ライセンス 農業 GATS
238. アルゼンチンの桃缶の輸入に関するセーフガード措置	チリ 【EU、パラグアイ、米国】	2001/9/14協議要請 12/6パネル設置要求 2002/1/18パネル設置 2003/2/14パネル報告書配布 4/15 パネル報告書採択 2004/ 1/23 アルゼンチン、2003/12/31に問題のセーフガード措置を撤廃したことを表明	アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG措置に関する調査は、「事前の予見されなかった発展」の要件を満たしておらず、また国内産業への損害についての証拠がない等不備があり、SG協定第2、3、4、5、12条及びGATT第19.1条に違反するとの申立てに対し、パネルは、「予見されなかった発展」についてのGATT第19.1(a)条違反であると認定。また、アルゼンチン当局による輸入増カナダの認定は不十分でありGATT第19.1(a)条、SG協定第2.1、4.2(a)条違反、また重大な損害のおそれについてアルゼンチン当局は、関連するすべての要因を検討していないことや重大な損害が明らかに差し迫ったものでないこと等から、GATT第19.1(a)条、SG協定第2.1、4.1(b)、4.2(a)条違反であると認定。	SG GATT

(DS239～DS243)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
239. 米国のアンチ・ダンピングの適用方法に関する措置	ブラジル	2001/9/17 協議要請 11/1 9月のリクエストをキャンセル、新規協議要請	米国商務省は、AD協定に定められる2%（デミニマス）ルールをダンピング調査にのみ適用し、レビューには0.5%を適用しており、AD協定第5.8、11.1、18.3条等に違反するとしてブラジルが申立て。	AD
240. ルーマニアの小麦及び小麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/10/18 協議要請 11/27 パネル設置要求 12/20 パネル設置要求取り下げ	ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、それを満たさないものについては輸入を禁止している。本件はGATT第11条1項（数量制限の一般的禁止）違反、かつ国内の同產品には本要件を課していないことから、GATT第3条（内国民待遇）違反であるとしてハンガリーが申立て。（本件についてハンガリーはDSU第4条8による緊急な協議を要請）	GATT
241. アルゼンチンのブラジルからの家禽に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】	2001/11/ 7 協議要請 2002/ 2/25 パネル設置要請 4/17 パネル設置 2003/ 4/22 パネル報告書送付 5/19 パネル報告書採択	本件AD措置は、調査手続、AD税の賦課及び課税価格の決定につき、AD協定第1～6、9、12条、関税評価協定第1、7条及びGATT第6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、本件AD措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD協定第2.4、2.4.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8条及び附属書II、12.1条違反を認めた。	AD 関税評価 GATT
242. EUの一般特惠	タイ	2001/12/7 協議要請	2001年11月14日付で修正された、2002年1月から2004年12月までのEUの一般特惠は、GATT第1条（最恵国待遇）及び授權条項に違反するとしてタイが申立て。	GATT
243. 米国の繊維製品及び衣類に関する原産地規則	インド 【バングラディシュ、中国、EU、パキスタン、フィリピン】	2002/ 1/11 協議要請 5/ 7 パネル設置要求 6/24 パネル設置 2003/ 6/20 パネル報告書配布 7/21 パネル報告書採択	米国の繊維製品及び衣類に関する非特惠分野の原産地規則（ウルグアイ・ラウンド実施法（URAA）第334条等）改正案は、繊維製品の付加価値又は製品の品質の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定するので、米国内産業の保護を目的に利用されており、原産地規則協定第2条（b）（c）（d）（e）に違反するとのインドの主張について、パネルは、原産地規則協定第2条（b）（貿易上の目的を追求する手段としての原産地規則の利用）違反についてインドはURAA334条の国内産業保護の効果を立証できておらず、また、334条は原産地規則協定第2条（c）が禁止する貿易歪曲効果を持つ規則とは見なし得ないこと等から、インドの主張を全面的に退ける判断を行った。	原産地

(DS244～DS247)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
244. 米国の日本製表面処理鋼板へのアンチ・ダンピング措置に対するサンセット・レビュー	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国、ノルウェー】	2002/ 1/30 協議要請 4/ 4 パネル設置要請 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書配布 9/15 日本による上訴 12/15 上級委報告書配布 2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に関する米国商務省(DOC)及び国際貿易委員会(ITC)の判断について、十分な証拠のないサンセットレビュー手続の自動開始、不当に高いAD措置撤回基準、不適切なダビング・マージンによる認定及び不適切な累積判断がGATT第6、10条、AD協定第2、3、5、6、11、12、18.4条及び同附属書Ⅱ及びWTO設立協定第13条に違反するとの申立てに対し、パネルはこれらを退けた。上級委は、申立てにおける法的主張を一部認めたものの、パネルの事実認定が不十分なことから、米国の本判断がWTO協定不整合であるとは判断できないとした。	AD
245. 輸入リンゴに係る検疫措置	米国 【豪州、ブラジル、中国、台湾、EU、ニュージーランド】	2002/ 3/ 1 協議要請 5/22 パネル設置要請 6/ 3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書配布 8/28 日本による上訴 11/26 上級委員会報告書配布 12/10 パネル・上級委員会報告書採択 2004/ 7/30 パネル設置(履行確認) 2005/ 6/23 パネル報告書配布(履行確認) 7/30 パネル報告書採択(履行確認) 9/ 2 二国間合意通報	1994年以降日本が課している、火傷病の可能性のある米国産リンゴ(火傷病が検出された場所の近隣の果樹園のリンゴを含む)への検疫措置(火傷病完全無病園地の指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年3回の園地検査の実施等)は、GATT第6条、SPS協定第2.2、2.3、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとの米国の主張について、パネルは日本の措置は十分な科学的根拠に基づいておらずSPS協定第2.2条(科学的根拠に基づく措置の実施)に違反するとともに、5.7条(科学的根拠が不十分な場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照)の要件を満たしておらず、5.1条の規定する危険性評価にも基づいていない旨判断した。上級委員会も上記パネルの判断を全面的に支持した。日米は2004年6月末までのDSB勧告の履行に合意したが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検疫措置は依然としてSPS協定第2.2、5.1条に違反すると判断した。日本は2005年8月に問題の措置を改正した。	GATT SPS 農業
246. EUの開発途上国に対する差別的関税	インド 【ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、モリシヤス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリランカ、ベネズエラ、米国】	2002/ 3/ 5 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 12/ 1 パネル報告書配布 2004/ 1/ 8 上級委申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択	EUによる特惠関税制度(麻薬の生産及び取引の撲滅を目的とした、特定開発途上国からの輸入品に対する特惠付与)は、GATT第1条の最恵国待遇等を無効化・侵害しているとのインドの主張について、パネルは、EUの措置がGATT第1.1条に反することをインドが立証した一方で、EUは同措置がGATT第20条(b)(生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外)に該当すること及び開発途上国に対する特別な待遇を認めた授權条項により正当化できることを立証できなかったとして、インドの主張を認めた。上級委員会は授權条項に関するパネルの解釈を一部破棄したものの、その他のパネルの判断についてはこれを支持した。	GATT
247. 米国のカナダからの軟材に対する暫定的アンチ・ダンピング措置	カナダ	2002/ 3/ 6 協議要請	米国のカナダ産軟材に対する暫定的AD措置は、調査開始の要件であるダンピングの証拠がない等、AD協定第2.1条、2.2条、5.2条、7.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD

(DS248～DS259)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
248、(249)、(251)、 (252)、(253)、(254)、 (258)、(259)。米国の鉄 鋼製品に対するセーフ ガード措置	EU(248) 日本(249) 韓国(251) 中国(252) スイス(253) ノルウェー(254) ニュージーランド (258) ブラジル(259) 【カナダ、キュー バ、台湾、メキシ コ、タイ、トルコ、ペ ネズエラ】	2002/ 3/ 7 協議要請(「DS249」「DS251」3/20、 「DS252」3/26、「DS253」4/3、「DS254」4/4、 「DS258」5/14、「DS259」5/21) 5/ 7 パネル設置要請(「DS249」 「DS251」5/21、「DS252」5/27、「DS253」 「DS254」6/3、「DS258」6/27、「DS259」7/18) 6/ 3 パネル設置(その他案件は以下の 日付でパネル設置と同時にDS248に併合→ 「DS249」「DS251」6/14、「DS252」「DS253」 「DS254」6/24、「DS258」7/8、「DS259」7/29) 2003/ 7/11 パネル報告書配布 8/11 米による上訴 11/10 上級委報告書配布 12/10 パネル・上級委報告書採択	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定第2、3、4、5、7、8、9、12条、GATT第1、2、10、13、19条等に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は米国のSG措置は、事情の予見されなかった発展についてのGATT第19.1(a)条、SG協定第3.1条に違反、輸入の増加に関する事実認定に関するSG協定第2.1、4.2条違反、調査対象と措置対象の範囲が不一致であるとしてSG協定第2.1、2.2、4.2条違反であると認定。	SG DSU GATT
249. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	日本	(DS248と合併)		
250. フロリダ州のオレンジ及びグレープフルーツの加工品に対する消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキシコ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2004/5/28 二国間合意通報	フロリダ州の国内産でない柑橘類(オレンジ及びグレープフルーツ)の加工品に対する消費税はGATT第2.1(a)条及び3.1条、3.2条、3.4条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT
251. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	韓国	(DS248と合併)		
252. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	中国	(DS248と合併)		
253. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	スイス	(DS248と合併)		
254. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	ノルウェー	(DS248と合併)		
255. ベルギーからの特定 の製品に対する課税措 置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 6/14 パネル設置要請 9/25 パネル設置要請取り下げ	ベルギーの国産品以外の製品に対する税制措置はGATT第3条に違反する。	GATT
256. トルコのハンガリー 産ペットフードの輸入禁 止措置	ハンガリー	2002/ 5/ 3 協議要請	トルコのBSE(牛海綿状脳症)拡大を防止するためのペットフード輸入禁止措置は、GATT第11条、SPS協定第2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.6条、6.1条、6.2条、附属書B、農業協定第14条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT SPS 農業
257. 米国のカナダからの 軟材に対する相殺関 税決定	カナダ 【中国、EU、イン ド、日本】	2002/ 5/ 3 協議要請 7/18 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書送付 10/ 2 米国上級委申立て 2004/ 1/19 上級委報告書送付 12/30 パネル設置要請(履行確認) 2005/ 1/14 パネル設置(履行確認) 8/ 1 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 6 米国による上級委申立て(履行確認) 12/ 5 上級委報告書配布(履行確認) 2006/10/12 二国間合意通報	米国がカナダからの軟材に対して決定した補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査の開始及び実施等については、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32.1条、GATT第6.3、10.3条に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は米国は必要な補助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引において怠ったとし、補助金協定第10条、32.1条及びGATT第6.3条に違反すると認定した。DSU第21.5条パネルはなお同協定違反があると判断した。DSU第21.5条上級委パネルもこれを支持した。	補助金 GATT
258. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	ニュージーランド	(DS248と合併)		
259. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	ブラジル	(DS248と合併)		

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS260～DS264)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
260. EUの鉄鋼製品に 対する暫定セーフガード 措置	米国 【エジプト、日本、 韓国、トルコ】	2002/ 5/30 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/16 パネル設置	EUの鉄鋼製品に対する暫定セーフ ガード措置は、国内産業への重大な 損害等のセーフガード措置発動条件 が欠如している等、SG協定第2.1条、 2.2条、3条、4.1条、4.2条、6条、 GATT第1条、10条、19条、WTO設立 協定に違反するとして米国が申立 て。	SG GATT WTO設立
261. ウルグアイからの 特定の製品に対する課 税措置	チリ 【EU、メキシコ、米 国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 1/ 8 二国間合意通報	ペルーの国産品以外の製品に対す る税制措置はGATT第1条及び3条に 違反するとしてチリが申立て。	GATT
262. 米国のフランス産 及びドイツ産鉄鋼製品 に対するアンチダンピ ング措置及び相殺関税 賦課へのサンセット・レ ビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	米国のフランス産及びドイツ産腐食 防止鉄鋼製品等へのアンチダンピ ング措置及び相殺関税賦課のサンセッ ト・レビューによる継続の決定等は、 GATT、アンチダンピング協定、補助 金協定等に違反するとしてEUが申立 て。	GATT AD 補助金
263. EUの輸入ワインに 対する措置	アルゼンチン	2002/ 9/ 4 協議要請	EUのワインの製造方法等に関する規 則はTBT協定第2条、12条、GATT第 1.1条、3.4条、WTO設立協定第16.4 条に違反する。	TBT GATT WTO設立
264. 米国のカナダ産軟 材に対するダンピング の最終決定	カナダ 【中国、EU、イン ド、日本、NZ、タ イ】	2002/ 9/13 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/ 8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書送付 5/13 米国上級委申立て 8/11 上級委報告書送付 2005/ 5/19 パネル設置要請(履行確認) 6/ 1 パネル設置(履行確認) 2006/ 4/ 3 パネル報告書配布(履行確認) 5/17 上級委申立て(履行確認) 8/15 上級委報告書配布(履行確認) 10/12 二国間合意通報	米国のカナダ産軟材に対するダンピ ングの最終決定等は、AD協定・ GATTに違反するとの申立てに対し、 パネル及び上級委は、米国がゼロイ ング下法を用いてダンピング・マー ジンを計算したことはAD協定第2.4.2条 に違反するとの判断を下した。米国 はDSB勧告の履行措置として新たな ダンピング・マージンを算定する際、 正常価格(国内価格)と輸出価格の 比較を個別取引ごとに行う中で(Tー T方式: transaction to transaction)引 き続きゼロイングを適用した。カナダ はこれをAD協定第2.4.2条及び2.4条 違反と主張し、DSU第21.5条パネル が設置されたが、パネルはカナダの 主張を認めなかった。これに対して同 上級委は、T-T方式におけるゼロイ ングの適用は協定第2.4.2条違反とす るとともに、ウルグアイ・ラウンド実施法 129条決定におけるT-T方式でゼロイ ングが適用されたことは、AD協定第 2.4条が定める「公正な比較」要件に 反するとして、パネルの判断を覆し た。	AD GATT

第3章

我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS265～DS268)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
265、(266)、(283). EU の砂糖への輸出補助 金	豪州(265) ブラジル(266) タイ(283) 【豪州、ブラジル、 タイはそれぞれの パネルに第三国参 加、バルバドス、ベ リーズ、カナダ、中 国、コロンビア、 キューバ、フィ ジー、ギアナ、イン ド、ジャマイカ、ケ ニア、マダガスカル、 マラウイ、モー リシャス、ニュー ジーランド、パラグ アイ、セントキャッ ツアンドネービー ズ、スワジランド、タ ンザニア、トリニ ダードトバゴ、米 国、コートジボアール】	2002/ 9/27 協議要請(「DS266」同日、 「DS283」2003/3/14) 2003/ 7/ 9 パネル設置要請(「DS266」 「DS283」同日) 8/29 パネル設置(「DS266」「DS283」と 併合) 2004/10/15 パネル報告書送付 2005/ 1/13 EU上級委申立て 1/15 豪州・ブラジル・タイ上級委申立て 4/28 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 豪州、ブラジル、タイ、EUとDSU第 21条及び22条に基づく了解	EUの砂糖への輸出補助金は、農業 協定(第3.3、8、9.1、10.1、11条)、補 助金協定(第3.1、3.2条)、GATT(第 3.4、16条)に違反するとの申立てに 対して、パネルは、EUが譲許表に明 記されている約束の水準を超えて輸 出補助金を交付しており農業協定第 3.3条及び8条に違反したと認定し た。上級委もパネルの認定を支持し た。	補助金 農業
266. EUの砂糖への輸 出補助金	ブラジル	(DS265と合併)		
267. 米国の高地産綿 花に対する補助金	ブラジル 【アルゼンチン、豪 州、ベナン、カナ ダ、チャド、中国、 台湾、EU、インド、 ニュージーランド、 パキスタン、パラグ アイ、ペネズエラ、 日本、タイ】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 2/ 6 パネル設置要請 3/18 パネル設置 2004/ 9/ 8 パネル報告書送付 10/18 上級委申立て 2005/ 3/ 3 上級委報告書送付 3/21 パネル・上級委報告書採択 8/18 パネル設置要請(履行確認) 2006/ 9/28 パネル設置(履行確認) 2007/12/18 報告書配布(履行確認) 2008/2/12 米国による上級委上訴(履行確認)	米国の高地産綿花に対する国内補 助金及び輸出補助金は、農業協定 (第3.3、8、9.1(a)、10.1条)補助金協 定(第3.1(a)、3.1(b)、3.2、5、6、附属 書 I (j) 条)、GATT第3.4条に違反す るとの申立てに対して、パネルは、農 業協定第8条違反や補助金協定第3 条違反等を認定した。上級委もパネ ルの認定を支持した。21.5条パネル は、補助金協定第5、6条等の違反を 認定し、米国が履行を行っていない とした。	農業 補助金 GATT
268. 米国のアルゼンチ ン産油井管(OCTG)に 対するアンチダンピン グ措置へのサンセット・ レビュー	アルゼンチン 【台湾、EU、日本、 韓国、メキシコ】	2002/10/ 7 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 7/16 パネル報告書送付 8/31 米国上級委申立て 11/29 上級委報告書送付 12/17 パネル・上級委報告書採択 2006/ 3/ 6 パネル設置要請(履行確認) 3/20 パネル設置(履行確認) 11/30 パネル報告書配布(履行確認) 2007/ 1/12 米国による上級委申立て(履行確 認) 1/24 アルゼンチンによる上級委申立て (履行確認) 4/12上級委報告書配布(履行確認) 5/11上級委報告書採択(履行確認) 5/21 アルゼンチン対抗措置承認申請 6/ 1 米国、仲裁を要求 6/21 仲裁手続を中断	米国のアルゼンチン産OCTGに対す るAD措置のサンセット・レビューによ る措置継続の決定等はAD協定、 GATT、WTO設立協定に違反する との申立てに対し、パネルは、米国 SPB(Sunset Policy Bulletin)をAD協 定第11.3条違反と認めたが、上級委 は「パネルは“客観的評価”を行って いない」とし、その認定を破棄した。ま た、本件ではパネル及び上級委が、 waiverについて定めた米国1930年関 税法及び商務省(DOC)規則(輸出企 業がサンセット・レビュー参加権を放 棄した場合、商務省はダンピングの 存続又は再発の可能性を認める決 定をしなければならないとする)をAD 協定第11.3条(一部6.1、6.2条)違反 とした。更に、アルゼンチン申立てに よるDSU第21.5パネルは、waiverにつ いて定めた商務省(DOC)規則を引き 続きAD協定第11.3条違反としたほ か、DOCによるダンピング再発可能 性の決定についても十分な事実関係 に基づいておらず、同じく11.3条に反 するとした。また、申立て人の意見書 の守秘に関するDOCの措置は協定 第6.5.1条に反すると判断された。	AD GATT WTO設立

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS269～DS275)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
269、(286). EUの冷凍 骨なし鶏肉の関税分類	ブラジル(269) 【中国、タイ、米国】 タイ(286) 【ブラジル、中国、 米国】	2002/10/11 協議要請(「DS286. 2003/3/25」) 2003/ 9/19 パネル設置要請(「DS286」10/27) 11/ 7 パネル設置(「DS286」11/21. こ の後パネル合併) 2005/ 5/30 パネル報告書配布 6/13 EU上級委申立て 9/12 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択	「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし 鶏肉(加塩)の関税分類を「冷凍肉」 に変更するEU規則は、GATT第2 条、28条に違反し、GATT第23.1条 の無効化又は侵害を生じさせるとの ブラジル及びタイの主張について、 パネルは文言の「通常の意味」や「文 脈」から解釈して、EUは加塩された 冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」として譲 許していると判断した上で、EUの関 税分類の変更により従価税で譲許さ れた「加塩肉」に従量税が課されてい ることについて、直ちに協定違反とな るものではないが、従価換算の結 果、実際の税率は譲許税率を上回っ ているとして、EUの措置はGATT第2 条(a)(b)(譲許表に基づく関税賦課) に違反すると判断した。上級委員 会はパネルの判断をおおむね支持し た。	GATT
270. 豪州の輸入果物 及び野菜に対する措置	フィリピン 【チリ、中国、EU、 エクアドル、インド、 タイ、米国】	2002/10/18 協議要請 2003/ 7/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置	豪州の輸入果物及び野菜に対する 措置はGATT第6条、8条、SPS協 定(第2、3、4、5、6、10条)、輸入ライ センス協定第1条、3条に違反する としてフィリピンが申立て。	GATT SPS ライセンス
271. 豪州の輸入パイ ナップルに対する措置	フィリピン 【EU、タイ】	2002/10/18 協議要請	豪州の輸入パイナップルに対する措 置GATT第6条、8条、SPS協定(第2、 3、4、5、6、10条)に違反する としてフィリピンが申立て。	GATT SPS
272. ペルーのアルゼン チン産野菜油に対する アンチダンピング暫定 措置	アルゼンチン	2002/10/21 協議要請	ペルーのアルゼンチン産野菜油に対 するAD暫定措置等は、AD協定(第 2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、4.1、 5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2条)、 GATT第6条に違反するとしてアルゼ ンチンが申立て。	AD GATT
273. 韓国の商用船貿 易に関する措置	EU 【中国、台湾、日 本、メキシコ、ノル ウェー、米国】	2002/10/21 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2005/ 3/ 7 パネル報告書配布	韓国の商用船造船に対する補助金 は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、 6.3(c)条等に違反するとの申立てに 対して、パネルは、韓国の補助金が 3.1条(a)の禁止補助金であることを認 め、廃止を勧告した。EUの著しい害 の主張は退けた。	補助金
274. 米国の鉄鋼製品 に対するセーフガード 措置	台湾 【日本】	2002/11/1 協議要請	米国の鉄鋼製品に対するセーフガー ド措置は、国内産業への重大な損害 等のセーフガード措置発動条件が欠 如している等、セーフガード協定第 2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、 5.1条、7.1条、8.1条、12条、GATT第 1.1条、19.1条に違反するとして台湾 が申立て。	SG GATT
275. ベネズエラの農産 品に対する輸入ライセ ンス措置	米国 【アルゼンチン、カ ナダ、チリ、EU、 ニュージーランド】	2002/11/7 協議要請	ベネズエラの農産品(とうもろこし、乳 製品等)に対する輸入ライセンス措置 は、農業協定(第4.2条)、GATT(第 3、10、11、13条)、TRIM協定(第2.1 条)、輸入ライセンス協定(第1.4、 3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条)に違反する として米国が申立て。	農業 GATT ライセンス TRIM

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
276. カナダの小麦の輸出に関する措置及び輸入穀物の取扱	米国 【豪州、チリ、中国、台湾、EU、日本、メキシコ】	2002/12/17 協議要請 2003/ 3/ 6 パネル設置要請 3/31 パネル設置 2004/ 4/ 6 パネル報告書送付 6/ 1 上級委申立て 8/30 上級委報告書送付 9/27 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1より改正国内法が発効したことを発表	カナダ政府及びカナダ小麦委員会 の小麦の輸出に関する措置(小麦委 員会への売買、価格設定、支払保証 等に係る特権の付与等)はGATT第 17条に違反し、輸入穀物の保管・運 搬に係る差別的取扱はGATT第3 条、TRIM協定第2条に違反するとの 米国の主張について、パネルは、カ ナダの小麦輸出関連制度のGATT第 17条(国家貿易企業の協定遵守)違 反について米国はこれを立証しな かったとする一方で、カナダの輸入 穀物への差別的取り扱いがGATT第 3.4条(内国民待遇)に違反すると判 断した。上級委員会はパネルの判断 を全面的に支持した。	GATT TRIM
277. 米国のカナダ産軟材に対するITCの調査	カナダ 【中国、EU、日本、韓国】	2002/12/20 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/ 7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書送付 2005/ 2/14 パネル設置要請(履行確認) 2/25 パネル設置(履行確認) 11/15 パネル報告書配布(履行確認) 2006/ 1/13 カナダによる上級委申立て(履行確認) 4/13 上級委報告書配布(履行確認) 10/12 二国間合意通報	カナダ産軟材に対するITC(国際貿易 委員会)の調査(損害認定等)は、 GATT、AD協定、補助金協定に違反 するとの申立てに対し、パネルは、損 害の因果関係の認定において、ITC が検討した要因からは「輸入が相当 程度増加している」とし、それに基づ いて損害のおそれを肯定したことは AD協定第3.5、3.7条、補助金協定第 15.5、15.7条違反であると認めた。 カナダの申立てにより設置された DSU第21.5条パネルは、米国による 履行措置は補助金協定等に整合的 であり、米国はDSB勧告を履行したと 判断した。しかし、同上級委は、損害 のおそれに係るITC決定について、 パネルの検討方法は不適切であった としてパネル判断を破棄したが、米国の 履行措置の適法性及び履行の成 立・不成立については、パネルによる 事実関係の審理が不十分として判断 を行わなかった。	AD GATT 補助金
278. チリの輸入果糖に対するセーフガード措置	アルゼンチン	2002/12/20 協議要請	チリの輸入果糖に対するセーフガード 措置は、SG協定(2.1、3.1、3.2、 4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条)、GATT第 14.1条に違反するとしてアルゼンチ ンが申立て。	SG GATT
279. インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限	EU 【米国】	2002/12/23 協議要請	インドの2002年～2007年の輸出入政 策の下での輸入制限は、GATT(第 3、10、11条)、農業協定第4.2条、輸 入ライセンス協定(第1、2、3条)、SPS 協定(第2、3、5、7、8条)、TBT協定 第2条に違反し、GATT第20、21条に よって正当化されないとしてEUが申 立て。	GATT 農業 ライセンス SPS TBT
280. 米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU】	2003/ 1/21 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する 相殺関税賦課は、補助金協定第10、 14、19、21条に違反するとしてメキ シコが申立て。	補助金
281. 米国のメキシコ産セメントに対するアンチダンピング措置	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU、日本】	2003/ 1/31 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産セメントに対するAD 措置は、AD協定(第1、2、3、4、6、 8、9、10、11、12、18条)、GATT(第 3、6、10条)、WTO設立協定第16.4 条に違反するとしてメキシコが申 立て。	AD GATT WTO設立

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
282. 米国のメキシコ産 油井管に対するアンチ ダンピング措置	メキシコ 【アルゼンチン、中 国、EU、日本、タ イ】	2003/ 2/18 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 8/ 4 メキシコ上級委申立て 8/16 米国上級委申立て 11/ 2 上級委報告書配布 11/28 パネル・上級委報告書採択 2006/ 8/21 協議要請(履行確認) 2007/ 4/12 パネル設置要請(履行確認) 4/24 パネル設置(履行確認) 7/ 5 メキシコの要請によりパネル停止	米国のメキシコ産油井管に対するAD措置は、AD協定(第1、2、3、4、6、11、18条)、GATT(第6、10条)、WTO設立協定第16.4条に違反するとのメキシコの主張について、パネルはサンセットレビュー(AD税の見直し手続)に係る米国商務省のサンセット・ポリシー・ブルテン(SPB:サンセットレビューに関する運用規則)がDOCの判断にとって「決定的又は結論づけるもの」であるとして、当該SPBの内容についてAD協定第11.3条(AD税及び価格約束に係る起案及び見直し)違反を認定したが、もう1つの主要論点であった、米国貿易委員会(ITC)によるサンセット・レビューにおける損害継続・再発の「蓋然性」判断については、AD協定(第3、11条)には違反しないと判断した。これら判断について両当事国は上級委への申立てを行ったが、上級委員会はSPBそのものの違法性についてパネルの判断は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する一方、ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」判断については、協定に違反しないとしたパネルの判断を支持した。	AD GATT WTO設立
283. EUの砂糖への輸 出補助金	タイ	(DS265と合併)		
284. メキシコのニカラ グア産キングサリ(black beans)に対する輸入禁 止措置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/ 8 ニカラグア協議取り下げ	メキシコの輸入禁止措置はGATT(第1.1、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条)、ライセンス協定(第1.2、1.3、1.4(a)、2.2(a)条)、SPS協定(第2.1、2.2、2.3、5.1、7条等)に違反するとしてニカラグアが申立て。	GATT ライセンス SPS
285. 米国の賭博サー ビスの越境移動に関す る措置	アンティグア・バー ブーダ【日本、EU、 カナダ、メキシコ、 台湾、中国】	2003/ 3/13 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2004/11/10 パネル報告書配布 2005/ 1/ 7 米国、上級委申立て 1/19 アンティグア・バブーダー上級委申 立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 協議要請(履行確認) 7/ 6 パネル設置要請(履行確認) 7/19 パネル設置(履行確認) 2007/ 3/30 パネル報告書配布(履行確認) 5/22 パネル報告書採択(履行確認) 6/21 アンティグア・バブーダー対抗措置 申請 7/23 米国、仲裁を申請 7/24 仲裁に付託 12/21 仲裁報告書発出	米国のインターネット賭博の越境取引を禁じる措置はGATS(第2、6、8、11、16、17条)に違反するとして提 訴。上級委は、米の当該措置は、米 国が自由化を約束した「娯楽サービ ス」の自由化約束違反であるとのパ ネル判断を支持。ただし、GATS第14 条(一般例外)に該当するか否かにつ いては、米国がアンティグアと十分 な協議をしていないことを理由に、該 当しないと判断していたパネル判断 を覆し、当該措置が内外無差別に運 用されることを確保すれば、米国のイ ンターネット賭博禁止措置はGATS第 14条に合致するとした。21.5条パネ ルでは、米国が本件履行にあたって 行った新たな立法措置によっても履 行がなされていないとの判断を行っ た。	GATS
286. EUの冷凍骨なし 鶏肉の関税分類	タイ	(DS269と合併)		
287. 豪州の輸入品へ の検疫制度	EU 【カナダ、チリ、中 国、インド、フィリ ピン、タイ、米国】	2003/ 4/ 3 協議要請 8/29 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置	豪州の輸入品への検疫措置はSPS協 定(第2.2、2.3、3.3、4.1、5.1、5.6、 5.7、8条等)に違反するとしてEUが申 立て。	SPS
288. 南アフリカのトルコ 産毛布類へのアンチダ ンピング措置	トルコ	2003/4/10 協議要請	南アフリカのトルコ産毛布へのアンチ ダンピング措置は、GATT(第3、10 条)、アンチダンピング協定(第5、6、 9、12条)に違反するとしてトルコが申 立て。	GATT AD
289. チェコのポーラン ド産輸入豚肉への追加 関税	ポーランド	2003/4/14 協議要請	チェコのポーランド産輸入豚肉への 追加関税は農業協定第4条等に違反 するとしてポーランドが申立て。	農業
290. EUの農産品及び 食品の商標及び地理 的表示の保護	豪州	(DS174と合併)		

(DS291～DS295)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
291. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	米国(291) カナダ(292) アルゼンチン(293) 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、カナ ダ、チリ、中国、台 湾、コロンビア、エ ルサルバドル、ホ ンジュラス、メキシ コ、ニュージーラン ド、ノルウェー、パラ グアイ、ペルー、タ イ、ウルグアイ】	2003/ 5/13 協議要請(「DS293」5/14) 8/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置(合併) 2006/ 9/29 パネル報告書配布 11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 履行期限 2007/11/21に 2008/ 1/10 RPTを1/11とすることに合意 1/12 RPTを2/11とすることに合意 (DS292) RPTを6/11とすることに合意 (DS293) 1/14 シークエンス合意(DS291) 1/17 米国、対抗措置申請(DS291) 2/ 6 EU、仲裁を要請 2/ 8 仲裁に委ねることに合意(DS291) 2/11 RPTを6/30まで延長することに 合意(DS292)	EUの遺伝子組み換え作物の認可及 び販売に関する措置はSPS協定(第 2、5、7、8条等)、GATT(第1、3、10、 11条)、農業協定第4条、TBT協定 (第2、5条)に違反するとして米国等 が申立て。パネルは、EUによる検査 関連措置は、危険性の評価が不十 分で科学的根拠を欠いており、SPS 協定第2.2条、5.1条、5.7条、附属書 C1(a)等に反する旨判断。	SPS GATT TBT
292. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	カナダ	(DS291と合併)		
293. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	アルゼンチン	(DS291と合併)		
294. 米国のダンピン グ・マージンの算出に 係る法律、規則及び計 算方法	EU 【アルゼンチン、ブ ラジル、中国、台 湾、香港、インド、 日本、韓国、メキシ コ、ノルウェー、ト ルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 2005/10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EUによる上訴 1/30 米国による上訴 4/18 上級委員会報告書配布 5/ 9 パネル・上級委員会報告書採択 2007/ 7/ 9 協議要請(履行確認) 9/13 パネル設置要請(履行確認) 9/25 パネル設置(履行確認)	米国のダンピング・マージンの算出に 係る法律、規則及び計算方法はAD 協定、GATT、WTO設立協定に違反 するとの申立てに対し、パネルは初 回調査におけるゼロイングの個別 ケースにおける適用及びゼロイング 手法そのものをAD協定第2.4.2条違 反とした。一方、同条の射程は当初 調査に限られるとして行政見直しに おけるゼロイングの個別ケースにお ける適用及びゼロイング手法そのも のは違反とされなかった。これに対 して上級委員は、初回調査に関するパ ネルの判断を支持する一方、行政見 直しにおけるゼロイングの個別ケース 適用がAD協定第9.3条に反しないとし たパネルの判断についてはこれを覆 した。	AD GATT WTO設立
295. メキシコの牛肉及 びコメに対するアンチ ダンピング措置	米国 【中国、EU、トル コ】	2003/ 6/16 協議要請 9/19 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2005/ 6/ 6 パネル報告書配布 6/20 メキシコ上級委員申立て 11/29 上級委員報告書配布 12/20 パネル・上級委員報告書採択	本件AD措置及びそれに関する法制 は、AD協定に違反するとの申立てに 対し、パネルは、損害認定に際して 「実質的な証拠」に基づく「客観的な 検討」を行わなかったこと、ダンピン グ・マージンが僅少の輸出者の調査を終 了しなかったこと、提訴状に記載され ていない輸出者に十分な情報提出 の機会を付与することなくオールア ザーズレートを適用したこと、ファク ツ・アベイラブル使用の際に、マー ジンを最高になる証拠の採用を当然に 求める国内法の規定、企業の回答期 限を短く設定した国内法の規定等 につき、AD協定第3.1、3.2、3.4、3.5、 5.8、6.8条違反であることを認めた。 また上級委員は、パネルの判断を概ね 支持した。	AD

(DS296～DS300)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告書の概要	関連協定
296. 米国の韓国産DRAMsに対する相殺関税調査	韓国 【中国、台湾、EU、 日本】	2003/ 6/30 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 3/29 米国上級委申立て 6/27 上級委報告書配布	米国の韓国産DRAMに対する相殺関税調査は補助金協定第1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申立てに対して、パネルは、韓国政府による指示委託は政府機関を除き立証されていないと認定し、需要の減退の因果関係に関するノンアトリビューション(15.5条)について補助金協定違反とした。上級委は、パネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、米国の指示委託の認定は1.1(a)(1)(iv)条に違反としたパネルの判断を取り消した。ただし、米国の当該措置がWTO協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。	補助金
297. クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置	ハンガリー	2003/ 7/ 9 協議要請	クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置はGATT(第11、20条)、SPS協定(第2.2、2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条等)に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT SPS
298. メキシコの関税評価等のための価格制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意通報	メキシコの関税評価等のための価格制度はGATT(第1、2、7、10条)、GATT第7条の実施に関する協定(第1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、15、16、22条)、農業協定第4条、WTO設立協定第16.4条に違反する。	GATT 農業 WTO設立
299. EUの韓国産DRAMチップに対する相殺関税措置	韓国 【中国、台湾、日本、米国】	2003/ 7/25 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 8/ 3 パネル報告書採択	EUの韓国産DRAMsに対する相殺関税調査は補助金協定第1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申立てに対して、パネルは、EUが認定した韓国政府による指示委託の一部(1.1(a)(1)(iv)条)と利益認定の一部(1.1(b)条、14条)と損害決定の一部(15.4、15.5条)について補助金協定違反と判断したものの、EUの相殺関税措置に関する主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。	補助金
300. ドミニカ共和国の紙巻きタバコの輸入に関する措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	ドミニカ共和国の紙巻きタバコの輸入に関する措置はGATT(第1.1、2.1(b)、3.2、3.4、11.1条)に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT

(DS301～DS308)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
301. EUの商用船の貿易に関する措置	韓国 【中国、日本、米国】	2003/ 9/ 3 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 4/22 パネル報告書配布	韓国の商用船に関する補助金措置(DS273)に対抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、補助金協定第32.1条、GATT第1.1、3.4条、DSU第23.1、23.2条に違反するとの申立てに対して、パネルは、補助金協定とGATTの違反については認めないとした。一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものでありDSU第23.1条に違反すると判断した。	補助金 GATT
302. ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置	ホンジュラス 【チリ、中国、EU、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、米国】	2003/10/ 8 協議要請 12/ 8 パネル設置要請 2004/ 1/ 9 パネル設置 11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択	ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置はGATT(第2、3、11、15条)に違反するとのホンジュラスの主張について、パネルは、パネニカによる外国産タバコへの課徴金賦課がGATT第2条(譲許表)に、納税印紙貼付義務はGATT第3.4条に、特別消費税の賦課はGATT第3.2条に反するとの判断を行い、上級委もパネルの判断を支持した。	GATT
303. エクアドルの繊維板(ファイバーボード)の輸入に関するセーフガード措置	チリ	2003/11/24 協議要請	エクアドルの繊維板の輸入に関するセーフガード措置はセーフガード協定(第2、3、4、5、6、7、12条)、GATT第19.1(a)条に違反するとしてチリが申立て。	SG GATT
304. インドのEUからの特定製品に対するアンチダンピング措置	EU 【トルコ、台湾】	2003/12/8 協議要請	インドのEUからの特定製品に対するアンチダンピング措置はGATT第6.1条、AD協定(第1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条)に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT
305. エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置	米国 【EU】	2003/12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意通報	エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置はGATT第2条及び繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。	GATT
306. インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置	バングラディッシュ	2004/1/28 協議要請	インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置はGATT第1.1、2.1、6.1、6.2、6.6条、アンチダンピング協定第2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてバングラディッシュが申立て。	AD GATT
307. EUの商用船への援助	韓国	2004/2/13 協議要請	EUの商用船への補助金は、補助金協定第1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違反するとして韓国が申立て。	補助金
308. メキシコのソフトドリンク及びその他の飲料に係る税制措置	米国 【カナダ、中国、EU、グアテマラ、日本】	2004/ 3/16 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/ 6 パネル設置 2005/10/ 7 パネル報告書配布 12/ 6 メキシコ上級委申立て 2006/ 3/ 6 上級委報告書配布 3/24 パネル・上級委報告書採択	メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスに係る簿記や報告の義務づけはGATT第3.2、3.4条に違反するとの米国の主張について、パネルはGATT第3.2、3.4条(内国民待遇)の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT第20条(d)(法令遵守を目的とした措置の適用除外)により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。上級委は、GATT第20条(d)はメキシコが主張するような「他の国際協定(この場合はNAFTA)を他国に遵守させるための措置」までも正当化するものではない、としてメキシコの主張を退けるとともに、他の論点についても概ねパネルの判断を支持した。	GATT

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

（DS309～DS315）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第2国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
309. 中国の半導体回路に係る増値税	米国 【EU、日本、メキシコ】	2004/5/18 協議要請 7/14 二国間合意通報	中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT第1、3.2条及びGATS第17条に違反するとして米国が申立て。	GATT GATS
310. 米国のカナダ産小麦に対するITCのダンピング決定	カナダ	2004/ 4/ 8 協議要請 6/10 パネル設置要請	カナダ産小麦に対する米国ITCのダンピング決定はGATT第6.5(a)条、AD協定第1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及び補助金協定第10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD
311. 米国のカナダ産軟材に対する相殺関税措置見直し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請	カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しは補助金協定第10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及びGATT第6.3条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金
312. 韓国のインドネシア製紙に対するアンチ・ダンピング関税	インドネシア 【カナダ、中国、EU、日本、米国、台湾】	2004/ 6/ 4 協議要請 8/16 パネル設置要請 9/27 パネル設置 2005/10/28 パネル報告書配布 11/28 パネル報告書採択 2006/10/26 協議要請(履行確認) 12/22 パネル設置要求(履行確認) 2007/ 1/23 パネル設置(履行確認) 9/28 パネル報告書配布(履行確認) 10/26 パネル報告書採択(履行確認)	インドネシア産の紙に対する韓国のAD調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクツ・アベイラブル(FA)の利用等がAD協定及びGATTに違反するとの申立てに対し、パネルは、FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD協定第6.5条違反等を認めた。他方、韓国当局によるcollapsing(複数の輸出者を同一の主体とみなすこと)の適用については、パネルはAD協定に整合的と判断した。21.5条パネルは、履行手続における韓国当局の再決定のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反等を認定した。	AD GATT
313. EUのインド製鉄鋼製品に対するアンチ・ダンピング関税	インド	2004/ 7/ 5 協議要請 10/22 二国間合意通報	インド製鉄鋼製品に対するEUのAD税の差別的賦課はAD協定第3.4、3.5、4.1、9.2条に違反としてインドが申立て。	AD
314. メキシコのEU産オリーブオイルに対する暫定的相殺関税措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置は補助金協定第10、11、15、16、17条及び農業協定の13、21.1条に違反するとしてEUが申立て。	補助金
315. EUの通関措置	米国 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 6/16 パネル報告書配布 8/14 米国上級委申立て 11/13 上級委報告書配布 12/11 パネル・上級委報告書採択	EUによる商品の関税上の分類又は評価に関する措置及び輸入の要件、制限又は禁止の実施方法がGATT第10.3条(a)の規定する「一律の実施(uniform administration)」の義務に従っていないとして、米国が申立て。パネルは米国の申立てのうち3件についてはEUによる関税分類及び関税評価がGATT第10.3条(a)に違反するとし、5件については違反がなく、また11件については米国がEUの措置の違法性を十分証明していないとした。上級委は、米国はEUの「関税措置全体について」法的な判断を求めることはできない、としたパネルの判断を覆したが、事実関係が十分に審理されていないとして、通関制度そのものに関する実体的判断は行わず、デジタル・ビデオ・インターフェース付きLCDモニターの関税分類に関する共通関税の実施についてのみ、10.3条(a)違反を認め、それ以外のEUの個別措置については、米国の申立てを退ける判断を行った。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
316. EUの大型民間航空機の取引に関連する措置	米国 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第16.1条に違反するとして米国が申立て。	補助金
317. 米国の大型民間航空機の取引に関連する措置	EU 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て。	補助金
318. インドの台湾製製品に係るアンチ・ダンピング措置	台湾	2004/10/28 協議要請	台湾製製品に係るインドのAD措置はGATT 6.1、6.2条及びAD協定第1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反として台湾が申立て。	AD GATT
319. 米国の1930年関税法776条	EU 【米国】	2004/11/5 協議要請	米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD協定第1、6、18.4条及びGATT第6.1、6.2に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT
320. 米国のホルモン牛肉紛争に係る対抗措置の継続	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ】	2004/11/8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置	米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。	DSU GATT
321. カナダのホルモン牛肉紛争に係る義務の継続的な延長	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	2004/11/8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置	カナダによるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。	DSU GATT
322. 米国のゼロイング及びサンセット・レビューに係る措置	日本 【アルゼンチン、中国、EU、香港、インド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、タイ】	2004/11/24 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2/28 パネル設置 2006/ 9/20 パネル報告書配布 10/11 日本による上訴 2007/ 1/ 9 上級委員会報告書配布 1/23 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 1/10 対抗措置承認申請(日米間の合意により仲裁手続を中断)	米国の行政見直し等におけるゼロイング(ダンピング・マージンを集計する際、国内価格を上回る価格で輸出された製品の価格データを無視する手法)はGATT第6.1、6.2条及びAD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、9、11、18.3、18.4等に違反するとして日本が申立て。パネルは、米国のアンチ・ダンピング手続のうち、(1)初回調査において、国内価格及び輸出価格の加重平均を用いてダンピング率を算出する際にゼロイングを用いることはWTO協定違反である、と判断しつつも、(2)その他の手続(定期見直し等)におけるゼロイングはWTO協定違反ではない、との判断を行った。これに対して上級委員は、日本の主張を全面的に受け入れ、個別措置を含めて、アンチ・ダンピング手続のほとんどにおいて、ゼロイングを使用することはWTO協定に違反すると認定し、この点に関するパネルの結論を覆した。	AD GATT
323. 日本の海苔の輸入割当制度	韓国 【中国、EU、ニュージーランド、米国】	2004/12/1 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 1/23 二国間合意通報 2/ 1 パネル報告書(案件の経緯のみ記載)配布	日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸入割当制度はGATT第11、10.3条及び農業協定 4.2条及びライセンズ協定第1.2、1.6条に違反するとして韓国が申立て(韓国産海苔への輸入割当を増やすとの合意により妥結)。	GATT ライセンス
324. 米国のタイ産のエビに対する暫定的アンチ・ダンピング措置	タイ 【日本、ブラジル、EU、中国、インド、エクアドル】	2004/12/9 協議要請	ゼロイング等の手法により決定されたタイ産のエビに対する米国の暫定的AD措置は、AD協定第1、2.4、2.4.2、6.8、6.13、7.1条及びGATT第6条に違反するとしてタイが申立て。	AD GATT
325. メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のアンチ・ダンピング決定	メキシコ 【日、EU】	2005/1/5 協議要請	メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD決定はAD協定第1、2、5、9、11、18.4条及びGATT第6.1、6.2、10.3条(a)に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT

第3章 我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

(DS326～DS333)

第3章

我が国が関与する紛争案件（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
326. EUのチリ産サーモンに対するセーフガード措置	チリ	2005/ 2/ 8 協議要請 5/12 チリ協議取り下げ	チリ産のサーモンに対するEUのセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5条及びGATT第19条に違反するとしてチリが申立て。	GATT
327. エジプトのパキスタン製マッパチに対するアンチ・ダンピング課税	パキスタン 【日本、米国、EC、中国】	2005/ 2/21 協議要請 6/ 9 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2006/3/27 二国間合意通報	パキスタン製マッパチへのエジプトのアンチ・ダンピング課税に係る手続やダンピング決定手法は、AD協定及びGATTの関連規定に違反するとしてパキスタンが申立て。	AD GATT
328. EUのサーモンに対するセーフガード措置最終決定	ノルウェー 【チリ】	2005/3/ 1 協議要請 3/ 8 チリ、協議参加を要請 3/17 EU、チリの第三国参加を受け入れ	EUによる外国産サーモンに係るセーフガード措置(関税割当や最低価格制度等)の最終決定は、SG協定第2、3、4、5、7、11条及びGATT第19条に違反するとしてノルウェーが申立て。	SG GATT
329. パナマの乳製品に関する関税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 10/ 6 二国間合意通報	パナマによるミルクの加工製品に係る関税分類の変更(従来の「加工ミルク製品」を「粉ミルク」と「その他」に再分類し、「その他」について関税率を引上げ)は、GATT第1、2、28条及び農業協定第4条に違反するとともに、メキシコの協定上の利益を無効化・侵害しているとしてメキシコが申立て。	GATT 農業
330. アルゼンチンのオリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税	EU	2005/ 4/29 協議要請	アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税は、その決定にあたって、補助金の存在や国内産業における「実質的な損害」の認定等に問題があり、GATT第6.3条及び補助金協定第1、10、11、12、14、19、21に違反するとしてEUが申立て。	補助金 GATT
331. メキシコのグアテマラ製鋼管へのアンチ・ダンピング税賦課	グアテマラ 【中国、EU、ホンジュラス、日本、米国】	2005/ 6/17 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 6/ 8 パネル報告書加盟国配布 7/24 パネル報告書採択 9/25 二国間合意通報	メキシコによるグアテマラ製鋼管へのAD税の調査及び賦課は、GATT第6条及びAD協定第1、2、3、4、5、6、9、12、18条及び附属書IIIに違反するとしてグアテマラが申立て。パネルは、メキシコ当局が不十分な証拠に基づいて調査開始をしたとして、AD協定第5、6条違反等を認定した。	AD GATT
332. ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置	EU 【アルゼンチン、豪州、中国、キューバ、グアテマラ、日本、韓国、メキシコ、パラグアイ、台湾、タイ、米国】	2005/ 6/20 協議要請 11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置 2007/ 6/12 パネル報告書配布 9/ 3 EUによる上級委申立て 12/ 3 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採択	ブラジルによる再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外は、GATT第1.1、3.4、11.1、13.1条に違反するとしてEUが申立て。パネルはブラジルの措置はGATT第20条(b)の例外措置への該当性を認めたが、ブラジル国内裁判所による仮差止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は「偽装された貿易制限」であり同条柱書きを満たさないとGATT第11条違反を認定。上級委は、GATT第20条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT第11条違反という結論は支持した。	GATT
333. ドミニカ共和国のコスタリカからの輸入に係る外国為替手数料	コスタリカ	2005/ 9/12 協議要請	ドミニカ共和国の外貨取引に係る為替手数料(13%)は、GATT第2.1条(b)の規定する課徴金に該当し、同条項及びその他関連条項に違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT

(DS334～DS341)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
334. トルコの米の輸入 に係る措置	米国 【アルゼンチン、豪 州、中国、エジプ ト、EU、韓国、パキ スタン、タイ】	2005/11/2 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 9/21 パネル報告書配布 10/22 報告書採択	トルコによる米国産米の輸入に係る 措置(譲許税率を超える税率での輸 入ライセンスの発給、関税割当にあ ったものの輸入者への国産米購入義 務づけ等)はTRIM協定第2条、 GATT第3、11条、農業協定第4条及 び輸入ライセンス協定第1、3、5条に 違反するとして米国が申立て。パネ ルは、農業協定第4条違反等を認定 した。	TRIM GATT 農業 ライセンス
335. 米国のエクアドル 産エビに対するアンチ・ ダンピング措置	エクアドル 【ブラジル、チリ、 中国、EU、インド、 日本、韓国、メキシ コ、タイ】	2005/11/17 協議要請 2006/ 6/ 8 パネル設置要請 7/19 パネル設置 2007/ 1/30 パネル報告書配布 2/20 パネル報告書採択	米国が、初回調査において、エクアド ル産エビのダンピング・マージン計算 に「ゼロイング」手法を使い、これに基 づきAD税の賦課を行ったことは、 GATT第6条及びAD協定第2.4.2条 等に違反するとしてエクアドルが申立 て。パネルは、初回調査におけるダン ピングの最終認定及びアンチ・ダン ピング税の最終決定におけるゼロイ ングの適用は、AD協定第2.4.2条に 反するとの判断を行った。	AD GATT
336. 日本の韓国製DR AMチップに対する相 殺関税措置	韓国 【中国、EU、米国】	2006/ 3/14 協議要請 5/18 パネル設置要請 6/19 パネル設置 2007/7/13 パネル報告書加盟国配布 8/30 日本、上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 12/10 韓国のDSU第21.3(c)条に基づく 仲裁要請	日本による韓国製DRAM(Dynamic Random Access Memories)に対する 相殺関税賦課は、GATT第6.3、10.3 条、補助金協定第1、2、10、11、 12、14、15、15.5、19、19.1、21、 22及び32.1条に反するとして韓国が 申立て。パネルは補助金協定第1、 14、19.4条違反を認定した。上級委 は、1、14条違反の一部の論点につ いてパネルの判断を取り消した。	補助金 GATT
337. EUのノルウェー産 サーモンへのアンチ・ ダンピング措置	ノルウェー 【カナダ、中国、香 港、日本、韓国、 米国】	2006/ 3/17 協議要請 5/29 パネル設置要請 6/22 パネル設置 11/16 パネル報告書配布 2008/1/15 パネル報告書採択	EUによるノルウェー産養殖サーモン のダンピング最終決定と、暫定的なA D税の賦課は、GATT第6条、AD協 定第1、2、3、5、6、9、12、18条の 関連条項及び附属書 IとIIに反すると してノルウェーが申立て。パネルは、 AD協定第2、3、4、5、6、9条の関連 条項についてEUの違反を認定し た。	AD GATT
338. カナダの米国産ト ウモロコシへのアンチ・ ダンピング及び相殺関 税	米国	2006/ 3/17 協議要請	カナダによる米国産粒トウモロコシへ のAD税及び相殺関税の暫定賦課 は、AD協定第1、3、7、12.2.1条、補 助金協定第5、10、17、22.4条及び GATT第6条に反するとして米国が申 立て。	AD 補助金 GATT
339. (340)、(342). 中国 の自動車部品の輸入 に関連する措置	EU(339) 米国(340) カナダ(342) 【アルゼンチン、豪 州、日本、メキシ コ、台湾、ブラジ ル、タイ】	2006/ 3/30 協議要請(「342.4/13」 9/15 パネル設置要請(統一パネルの設 置) 10/26 パネル設置	中国が「自動車産業発展政策」にお いて、輸入自動車部品が完成車の特 徴を備えていると認定される場合、自 動車部品ではなく完成車としての特 徴を備えていると認定し、完成車の 関税率を適用するとしていることは、 GATT第2.1(a)、2.1(b)、3.1、3.4、3.5 条、TRIM2.1、2.2条、補助金協定第3 条及び加盟議定書・作業部会報告 書の関連条項に反するとしてEU、米 国及びカナダが申立て。	GATT TRIM 補助金 GATS 加盟議定 書
340. 中国の自動車部 品の輸入に関連する措 置	米国 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、日 本、メキシコ、台 湾、タイ】	(DS339と合併)		
341. メキシコのEU産オ リーブ油への相殺関税 最終決定	EU 【カナダ、中国、日 本、ノルウェー、米 国】	2006/ 3/31 協議要請 12/ 7 パネル設置要請 2007/ 1/23 パネル設置	メキシコによるEU産オリーブ油への 相殺関税調査及び相殺関税の賦課 は、GATT第6条、補助金協定第1、 10、11、12、13、14、15、16、19、22、 32条及び農業協定第13、21条に反 するとしてEUが申立て。	GATT 補助金 農業

(DS342～DS349)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第二国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
342. 中国の自動車部 品の輸入に関連する措 置	カナダ 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、日 本、メキシコ、台 湾、タイ】	(DS339と合併)		
343. 米国のタイ産エビ への措置	米国 【ブラジル、チリ、 中国、EU、インド、 韓国、日本、メキシ コ、ベトナム】	2006/4/24 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/26 パネル設置	米国によるタイ産エビへのAD仮決 定・最終決定における「ゼロイング」の 適用及び算定されたダンピング・マー ジンに基づくAD税の賦課は、AD協 定第1、2.1、2.4、2.4.2、3.1～3.5、 5.8、9.2、9.3条及びGATT第2、3、6 条に反し、また、米国によるボンド要 求それ自体及びタイ産エビ輸入への 適用は、GATT第1、2、3、11.1、 13.1、20(d)に反するとしてタイが申立 て。	AD GATT
344. 米国のメキシコ製 ステンレス鋼へのダンピ ング最終決定	メキシコ 【チリ、中国、EU、 日本、タイ】	2006/ 5/26 協議要請 10/12 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2007/12/20 パネル報告書配布 2008/ 1/31 メキシコによる上訴	米国によるメキシコ製ステンレス鋼へ のAD最終決定について、米国1930 年関税法の関連規定、商務省の関 連規則及びダンピング・マージンの 初回調査及び行政見直しに係るゼロ イングの適用は、GATT第6条、AD協 定第1、2.1、2.4、2.4.2、5、6.10、9、 11、18条及びWTO設立協定第16.4 条に反するとしてメキシコが申立て。 パネルは、初回調査W-W比較にお けるゼロイングの違反を認定しつつ も、定期見直しにおける違法性を否 定。	AD GATT WTO設立
345. 米国のAD・相殺 関税に基づくボンド指 令	インド 【ブラジル、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 6/ 6 協議要請 10/13 パネル設置要請 11/21 パネル設置	米国の改正ボンド指令及びインド産 エビへの拡張的なボンド要求は、AD 協定第1、7.1、7.2、7.4、7.5、9.2、 9.3、9.3.1、18.1、18.5条、GATT第 1、2、3、6.2、6.3、10、11、13条及び 補助金協定第10、17.4、17.5、19.3、 19.4、32.1、32.5条に反するとしてイ ンドが申立て。	AD GATT 補助金
346. 米国のアルゼンチ ン製油井管へのAD行 政見直し	アルゼンチン	2006/ 6/20 協議要請	米国のアルゼンチン製油井管への AD行政見直しは、AD協定第2.2、 2.4、6.1、6.2、6.6、6.8、6.9、9.2、 9.3、12.2、12.2.2条、附属書Ⅱ及び GATT第6条に反し、また、ダンピ ング・マージンの算定に関する米国 1930年関税法の規定はAD協定第 2.2.2条及びGATT第6条に反する としてアルゼンチンが申立て。	AD GATT
347. EUの大型民間航 空機の取引に関連する 措置(二次申立て)	米国 【豪州、ブラジル、 カナダ、中国、日 本、韓国】	2006/ 1/31 協議要請 4/10 パネル設置要請 5/ 9 パネル設置 10/ 6 米国、パネル手続の一時停止を要 請 2007/10/ 7 パネル設置根拠喪失	EUによる民間大型航空機企業への 補助金供給は補助金協定第 3.1(a)(b)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、 6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第 3.4、16.1条に違反するとして米国が 申立て(先行していたDS316への付 託事項を拡張するための二次申立 て)。	補助金 GATT
348. コロンビアのパナ マからの物品輸入に関 する税関措置	パナマ	2006/ 7/20 協議要請 12/ 1 二国間合意通報	コロンビアによるパナマからの物品輸 入に関する税関措置(関税額の算定 方法、輸入港の制限、インボイスへの 追加的な情報記載要求)は、関税評 価協定第1、7、13、附属書I総則及び GATT第1.1、2.1(a)(b)、5.6、10.1、 10.3(a)、11.1、13.1条に反するとして パナマが申立て。	関税評価 GATT
349. EUのニンニクへの 関税割当関連措置	アルゼンチン	2006/ 9/ 6 協議要請	二国間合意に基づくEUの中国産生・ 冷凍ニンニクへの関税割当枠拡大 は、他国が交渉によって得た権利を 損なうものであり、地域貿易協定に関 するGATT第24.6条、譲許表の修正 に関するGATT第28条及びWTO設 立協定第14.4条等に反するとしてア ルゼンチンが申立て。	GATT WTO設立

(DS350～DS359)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
350. 米国のゼロイング 手法の維持と継続的な 適用	EU 【ブラジル、中国、 エジプト、インド、 日本、韓国、メキシ コ、ノルウェー、台 湾、タイ】	2006/10/ 2 協議要請 10/ 9 EU、追加協議を要請 2007/ 5/10 EU、パネル設置要請 2007/ 6/ 4 パネル設置	米国によるダンピング・マージンの行 政見直し最終決定におけるゼロイン グ適用の維持は、AD協定第1、2、 2.4、2.4.2、9.1、9.3、9.5、11、18.4 条、GATT第6条及びWTO設立協定 第14.4条に反するとしてEUが申立 て。	AD GATT WTO設立
351. チリの乳製品への 暫定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/10/25 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続停止要 請 2007/ 8/ 3 パネル停止	チリによる乳製品への暫定セーフ ガード措置は、GATT第1、19条及び セーフガード協定第2、3.1、4、5.1、 6、12.4条に反するとしてアルゼンチ ンが申立て。	GATT SG
352. インドのEU産ワイ ン・蒸留酒の輸入・販売 に関連する措置	EU 【豪州、チリ、日 本、米国】	2006/11/20 協議要請 2007/ 3/23 パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/13 パネル手続停止要請 7/16 パネル停止	インドによるEU産ワイン・蒸留酒への 追加関税、特別追加関税の賦課及 びインドのTamil Nadu州による同産 品への流通規制の適用が、GATT第 2.1(a)(b)、3.2、3.4、11条に反すると してEUが申立て。パネル会合前にイン ドがワイン・蒸留酒への追加関税の 撤廃の通達を発出したことを受け、 EUはパネル進行停止を要請。	GATT
353. 米国の大型民間 航空機の取引に関連 する措置(二次申立て)	EU 【豪州、ブラジル、 カナダ、中国、日 本、韓国】	2005/ 6/27 協議要請 2006/ 1/20 パネル設置要請 2/17 パネル設置	米国による民間大型航空機企業へ の補助金供給は補助金協定第3.1 (a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、 (b)、(c) 条及びGATT第3.4条に違反 するとしてEUが申立て(先行していた DS317への付託事項を拡張するため の二次申立て)。	補助金 GATT
354. カナダのワインと ビールへの課税免除・ 減額	EU	2006/11/29 協議要請	カナダによるカナダ産ワインへの課 税免除及びカナダ産ビールへの課 税額の減額措置は、GATT第3.2、 3.4条、補助金協定第3.1(b)、3.2条に 反するとしてEUが申立て。	GATT 補助金
355. ブラジルのアルゼ ンチン産の樹脂に対す るAD措置	アルゼンチン 【日本、EU、台湾、 米国】	2006/12/26 協議要請 2007/ 6/ 7 アルゼンチン、パネル設置要請 7/24 パネル設置 2008/ 2/ 4 パネル手続停止	ブラジルによるアルゼンチン産樹脂 へのAD調査、決定及びAD税の賦課 はAD協定第2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、 2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、12 条及びGATT第6条に反し、また、ダ ンピング決定の見直し手続はAD協 定第9、18.4及びGATT第10条等に 反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD GATT
356. チリの乳製品への 確定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/12/28 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続の停止 要請 8/ 3 パネル議長、パネル停止を表明	チリによる乳製品への確定セーフ ガード措置は、GATT第1、19条及び セーフガード協定第2、3.1、4、5.1、 7.1、12.2条等に反するとしてアルゼ ンチンが申立て。	SG GATT
357. 米国のトウモロコ シ他農産品への補助金 等国内支持	カナダ 【アルゼンチン、豪 州、EU、ニカラグ ア、タイ、チリ、中 国、インド、メキシ コ、NZ、南ア、台 湾、日本】	2007/ 1/ 8 協議要請 2007/ 6/ 7 カナダ、パネル設置要請(11/15 こ の要請を撤回) 11/8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS365と併合)	米国による米国内のトウモロコシ及び その他農産品の生産者・輸出者への 補助金その他国内支持は、補助金 協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条及 び農業協定第3.2、3.3、8、9.1、10.1 条に反するとしてカナダが申立て。	補助金 農業
358. 中国の租税その 他支払の還付、減額及 び免除	米国 【日本、豪州、EU、 メキシコ、カナダ】	2007/ 2/ 2 協議要請 4/27 米国、追加協議要請 7/12 米国、パネル設置要請 8/31 パネル設置(DS359と合併) 12/19 中国-米国合意によりパネルの審 理停止	中国による輸出型企業を対象とした 租税その他支払の還付、減額及び 免除措置が、補助金協定第3条、 GATT第3.4条、TRIM2条及び中国の 加盟議定書・作業部会報告書の関 連規定に反するとして米国が申立 て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定 書
359. 中国の租税その 他支払の還付、減額及 び免除	メキシコ 【日本、豪州、EU、 米国、カナダ】	2007/ 2/26 協議要請 5/ 4 メキシコ、追加協議要請 7/12 メキシコ、パネル設置要請 8/31 パネル設置(DS358と合併) 2/ 7 中国-メキシコ合意によりパネルの 審理停止	中国による輸出型企業を対象とした 租税その他支払の還付、減額及び 免除措置が、補助金協定第3条、 GATT第3.4条、TRIM2条及び中国の 加盟議定書・作業部会報告書の関 連規定に反するとしてメキシコが申立 て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定 書

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
360. インドの米からの 輸入に対する追加関税 及び特別追加関税	米国 【日本、豪州、チ リ、EU、ベトナム】	2007/ 3/ 6 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/20 パネル設置	インドによる米国からの輸入品、とり わけワイン及び蒸留酒の輸入に対し てインドが課している追加関税及び 特別追加関税は、GATT第2条1(a)、 (b)、3条2、4の規定に反するとして米 国が申立て。	GATT
361. EUのバナナ輸入 制度	コロンビア	2007/ 3/21協議要請	EUによるバナナのACP向け関税割 当は、GATT第1条、2条1、3条、13条 及びDSU第4.8条の規定に反するとし てコロンビアが申立て。	GATT
362. 中国の知的財産 権問題	米国 【日本、EU、カナ ダ、メキシコ、アル ゼンチン、豪州、 ブラジル、インド、 韓国、台湾、トル コ、タイ】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 8/13 米国、パネル設置要請 9/25 パネル設置 12/13 パネル構成	中国における、①商標の不正使用及 び著作物の違法な複製に係る刑事 手続及び刑事罰の扱い、②税関に おいて没収された知的財産権侵害 物品の処理、③中国国内での発行 又は流通が許可されていない作品に 関する著作権及び著作隣接権の保 護及び執行の欠如、④著作物の未 許可の複製あるいは未許可の頒布 のいずれかのみを行った者に対する 刑事手続及び刑事罰の欠如、は TRIPS協定第9.1条、14条、41.1条、 46条、59条、61条等に整合的でな いとして米国が申立て。	TRIPS
363. 中国の著作権物 に係る市場アクセス問 題	米国 【EU、日本】	2007/ 4/10 協議要請 7/10 米国、追加協議要請 10/10 米国、パネル設置要請 11/27 パネル設置	中国による出版物及び音響映像製 品の輸入・流通制限が、中国の加盟 議定書5条(貿易権の付与)、GATT 第11.1条、GATS第16条、17条等に 反するとして米国が申立て。	GATT GATS 加盟議定 書
364. EUのバナナ輸入 制度	パナマ	2007/ 6/22 協議要請	EUによるバナナのACP向け関税割 当は、GATT第1条、2条、8条1、8条2 及び18条の規定に反するとしてパナ マが申立て。	GATT
365. 米国の農産品に 対する国内補助及び輸 出信用	ブラジル 【アルゼンチン、豪 州、インド、ニカラ グア、タイ、EU、カ ナダ、コスタリカ、 グアテマラ、メキシ コ】	2007/ 7/11 協議要請 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS357と併合)	米国による農産品に対する国内補助 と輸出信用は、農業協定第3.2条、 3.3条、8条、9.1条、10.1条及び補助 金協定第3.1条(a)、3.2条に反する としてブラジルが申立て。	農業 補助金
366. コロンビアによる入 港規制	パナマ 【グアテマラ、ホン ジュラス、台湾、中 国、エクアドル、E U、トルコ、米】	2007/7/12 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置	コロンビアによる物品販売税の算出 方法は、関税評価協定第1-7条及び 13条とGATT第2条1(a)、1(b)、3条2、 5条1、5条2、5条3(a)、5条6、6条1、7 条、8条1に反するとしてパナマが申 立て。	関税評価 GATT
367. 豪州によるNZから のリンゴ輸入に関する 措置	ニュージーランド 【米国、EU】	2007/ 8/31 協議要請 12/6 パネル設置要請	豪州によるニュージーランドからの輸 入リンゴに対して要求されることとな った検疫措置が、SPS協定第2条、5条、 8条及びAnnexCに非整合的であるとし てニュージーランドが申立て。	SPS
368. 米国の中国産光 沢紙に対するAD及び 相殺関税の暫定措置	中国	2007/9/14 協議要請	米国商務省が2007年4月2日と5月29 日にそれぞれ決定した、中国産光沢 紙(塗工紙の一種)に対するAD及び 相殺関税の暫定措置について、GAT T第6条(AD税及び相殺関税)、補 助金協定及びAD協定に非整合的 であるとして中国が申立て。	AD GATT 補助金
369. EUのアザラン製 品の輸入販売に係る禁 止措置	カナダ	2007/9/25 協議要請	ベルギーとオランダで行われている アザラン製品に対する輸送、製造、 市場に於ける売買及び販売に係る措 置が、GATT第1.1、3.4、5.2、5.3、 5.4、11.1条及びTBT協定第2.1、2.2 条に抵触するとしてカナダが申立て。	TBT GATT

(DS370～DS371)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立て国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
370. タイのEUからの輸 入品に係る関税評価	EU 【米国、フィリピン】	2008/1/25 協議要請	タイ税関が2006年9月からEUからの アルコール飲料その他の製品につい て、輸入者の取引価格によらず、タイ 税関当局が情報開示のないまま設定 した標準利益と支出に基づいて産出 した価格により関税を決定し、それ によらない場合には保証金を要求し ているのは、GATT第1(最恵国待遇)、 2(譲許表)、3(内国民待遇)、7(関税 評価)、10(貿易規則の公表)、11(数 量制限)の各条に非整合であるとして EUが申立て。	GATT
371. タイのフィリピン産 のタバコに対する税関 に於ける措置	フィリピン 【EU】	2008/2/7 協議要請	タイ財務省と密接な関係にあるタイに おけるタバコ専売会社TTMによる フィリピンからのタバコ輸入につい て、関税評価、内国消費税等の課 税、付加価値税の課税、小売業のラ イセンス制について、GATT第2(譲 許表)、3(内国民待遇)、7(関税評 価)、10(貿易規則の公表及び施 行)、関税評価協定第1-7、10、13、 16の各条等に非整合であるとしてフィ リピンが申立て。	GATT